

住宅統計における「居住水準」等の集計に関する基礎的・実証的研究：集計処理方法の違いによる差の実態を対策

飯田，利彦

<https://doi.org/10.11501/3181896>

出版情報：九州芸術工科大学，2000，博士（工学），論文博士
バージョン：
権利関係：

第2章 我が国における近代以降の住宅統計の概観

2-1. 研究の目的と方法

2-2. 第1期・住宅統計の始まり及び確立期：昭和28年住宅統計調査以前

2-2-1. 昭和5年国勢調査

2-2-2. 昭和16年大都市住宅調査

2-2-3. 昭和23年住宅調査、及び昭和25年国勢調査

2-2-4. 昭和28年住宅統計調査

2-3. 第2期・「居住水準」の揺籃期：昭和33年～48年住宅統計調査

2-4. 第3期・「居住水準」の形成・充実期：昭和53年住宅統計調査以降

2-5. まとめ

2-1. 研究の目的と方法

本章においては、住宅統計と住宅政策の相互関係を概観し、第3章以降で検討対象とする「居住水準」指標の住宅統計における位置付けを行う。使用する基礎資料は、住宅統計に関する調査報告書及び解説書、並びに住宅政策あるいは住居基準等に関する文献・年表等である。

方法として、住宅統計における居住水準に関わる事項に注目し、調査項目、集計処理方法等の変遷を検討した。その結果、次の様に大きく3つに時期区分が可能であることが明らかとなったので、この時期区分に従い検討結果をまとめた。

第1期・住宅統計の始まり及び確立期：昭和28年住宅統計調査以前。

第2期・「居住水準」の揺籃期：昭和33年～48年住宅統計調査。

第3期・「居住水準」の形成・充実期：昭和53年住宅統計調査以降。

このうち、第1期の住宅統計の確立期においては、調査が実施されてから、すでに50年から70年を経過しており、住宅統計資料も一般に入手し難くなっていることから、それぞれの住宅統計について詳しく記述した。また、住宅統計が確立した以降の第2期、第3期においては、主に「住宅統計調査」に注目し検討している。

なお、一般的な用語としての居住水準と、第三期住宅建設五箇年計画で設定された一定の内容をもつ「居住水準」とを区別するため、後者を「居住水準」のように括弧付で表示した。また、本文中に引用している集計結果の表タイトル及び表番号は、各統計の調査結果報告書の全国編で表章されたもので、表のタイトルは、現在使用されている一般的な表現に変更し、表番号は、照合等を考慮し、そのまま使用している。本章の末尾に、住宅統計・住宅政策等に関する主な事項について、年表をまとめた（表2-6）。

2-2. 第1期・住宅統計の始まり及び確立期：昭和28年住宅統計調査以前

2-2-1. 昭和5年国勢調査

我が国で初めての住宅に関する全国規模の統計調査は、昭和5年（1930年）に実施された第3回国勢調査においてである。^{注1)}「住居の室数」が調査され、その調査報告書では、「世帯人員別の室数」や「1室当たり人員」が、居住水準の指標として集計・表章されている。

第1回目の国勢調査は大正9年（1920年）に実施されているが、その18年前の明治35年（1902年）に「国勢調査に関する法律」が公布され、第1回目の国勢調査が明治38年（1905年）に行われる予定であった。しかし、議会の解散による予算の不成立、日露戦争の勃発などにより、調査実施は延期のやむなきに至ったのである。当時予定されていた国勢調査の調査内容は、人口・世帯に関するものだけでなく、「建物および居住に関するもの」や「商業や交通に関するもの」などを含む、総合的なセンサスが考えられていたという。^{注1)} 当時は、内務省・農商務省が各県に貧民状態を調査し報告するよう通達を出したり（明治30年・1897年）^{注2)}、横山源之助の『日本之下層社会』が刊行（明治32年・1899年）されて間もない時期でもあり、もしそれが実施されていれば、初めて全国規模の住宅統計調査が実施された第3回国勢調査より、四半世紀も前の全国民の居住状況を明らかにするものであり、非常に貴重な資料

を提供したであろう。

昭和5年（1930年）の第3回国勢調査の時点において、なぜ、住居に関する項目が調査に加えられたのか、その具体的な経緯は明確ではない。しかし、第1次世界大戦に起因する好景気を背景とし、大都市への労働人口の急激な流入が住宅問題、都市問題を激化させるなかで、昭和2年（1927年）に「不良住宅地区改良法」が制定されるなど、住宅問題が政策上の課題となり、全国の居住状況の把握が必要になったことが背景にあったことは間違いなからう。

昭和2年の「不良住宅地区改良法」制定に先立ち、内務省は大正14年（1925年）に、人口5万人以上の都市（大正14年国調によれば72都市）について不良住宅地区の調査を行い、100世帯以上の不良住宅地が、217箇所・4万棟・72,600世帯と発表している。^{注3)}

さて、昭和5年の第3回国勢調査の結果報告は、全5巻にまとめられ公表されている。住宅に関する調査項目は「住居の室数」のみであり、その集計結果は、全国集計が第1巻に、府県集計が第4巻に掲載されている。集計が詳しい全国編をみると（表題は分りやすいよう現代の一般的表現に言い換えている。なお、参考に原表題をかぎ括弧で囲み表示した。以下同じ。）、

第38表. 調査世帯数・所属人口・住居の（総）室数・1世帯当たり室数・1室当たり人員。
（資料2-1、2参照）
「普通世帯ノ住戸」

第39表. 住居の室数別、普通世帯数・人口。
住居の室数別、普通世帯数比率（千分比）・人口比率（千分比）。
「住居ノ室数別普通世帯及人口」

第40表. 住居の室数別、世帯人員別、普通世帯数・人口、及び
世帯人員別、1世帯当たり室数・1室当たり人員。
「住居ノ室数及人員別普通世帯及人口」

の3種類の内容で表章されている。

全5巻のいずれの巻にも「調査の概要」に類する説明が掲載されていないので、調査・集計の詳細は不明であるが、集計単位は、世帯、人員、及び室であり、住宅単位の表章はない。

また、居住水準の指標である「1室当たり人員」は、集計対象地域の総世帯人員を総室数で除して、「1世帯当たり室数」は、集計対象地域の総室数を総世帯数で除して、すなわち集計対象地域を一つの集団として算出しており、世帯単位、あるいは住宅単位の世帯人員と室数との関係の、集計対象地域における平均値を算出するという集計処理方法ではない。

なお、表2-1に本節「第1期・住宅統計の確立期」における5つの住宅統計の調査概要をまとめ、また、表2-2、2-3に大都市住宅調査、住宅統計調査、国勢調査における居住水準、住戸規模に関する集計内容等をまとめた。

38 普通世帯ノ住居 府 縣

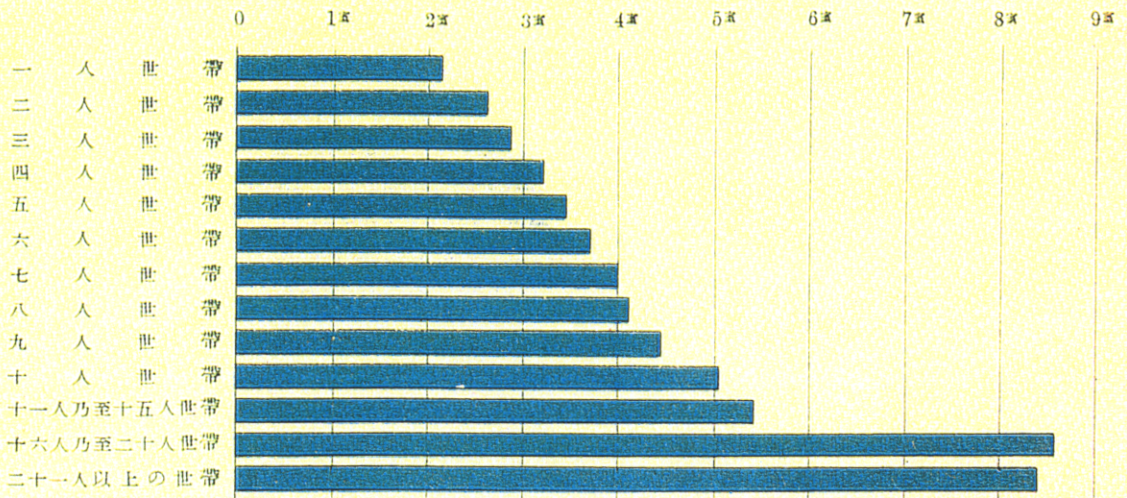
府	縣	調査世帯	所屬人口	住居ノ室數	一世帯當數	一室當人員
全	國	12,557,931	62,630,774	42,910,602	3.42	1.46
北	海	501,409	2,708,649	1,396,740	2.79	1.94
青	森	146,572	859,238	491,846	3.36	1.75
岩	手	159,984	950,072	583,342	3.65	1.63
宮	城	185,524	1,115,406	571,754	3.08	1.95
秋	田	165,824	974,767	632,156	3.81	1.54
山	形	175,594	1,061,843	617,098	3.51	1.72
福	島	261,503	1,480,433	836,261	3.20	1.77
茨	城	279,446	1,468,755	838,054	3.00	1.75
栃	木	203,853	1,123,833	598,447	2.94	1.88
群	馬	215,036	1,149,700	634,784	2.95	1.81
埼	玉	264,265	1,430,386	790,846	2.99	1.81
千	葉	279,374	1,442,055	929,699	3.33	1.55
東	京	1,111,446	5,230,098	3,394,572	3.05	1.54
神	奈	319,217	1,552,781	919,844	2.88	1.69
新	潟	344,066	1,907,651	1,457,025	4.23	1.31
富	山	149,626	764,805	687,652	4.60	1.11
石	川	153,730	737,965	659,507	4.29	1.12
福	井	127,398	606,256	452,668	3.55	1.34
山	梨	121,029	618,979	408,306	3.37	1.52
長	野	324,108	1,612,476	1,238,943	3.82	1.30
岐	阜	232,738	1,146,143	959,989	4.12	1.19
孫	岡	324,862	1,757,708	1,138,101	3.50	1.54
愛	知	515,169	2,452,046	2,041,812	3.96	1.20
三	重	233,172	1,124,944	880,731	3.78	1.28
滋	賀	147,099	672,829	565,624	3.85	1.19
京	都	324,949	1,497,539	1,219,142	3.75	1.23
大	阪	760,856	3,421,409	2,531,053	3.33	1.35
兵	庫	556,100	2,567,275	2,029,920	3.65	1.26
奈	良	119,015	582,155	439,325	3.69	1.33
和	歌	175,187	809,489	589,367	3.36	1.37
鳥	取	93,904	479,215	354,617	3.78	1.35
島	根	155,890	722,531	606,997	3.89	1.19
岡	山	271,779	1,255,011	971,374	3.57	1.29
廣	島	354,643	1,624,739	1,284,727	3.62	1.26
山	口	244,594	1,105,571	1,036,478	4.24	1.07
徳	烏	142,935	701,234	501,734	3.51	1.40
香	川	148,105	716,033	533,203	3.60	1.34
愛	媛	235,634	1,111,428	781,567	3.32	1.42
高	知	152,040	699,427	542,543	3.57	1.29
福	岡	488,226	2,449,573	1,524,900	3.12	1.61
佐	賀	127,320	679,981	437,810	3.44	1.55
長	崎	236,441	1,167,586	691,606	2.93	1.69
熊	本	253,100	1,320,900	779,922	3.08	1.69
大	分	187,418	923,798	718,389	3.83	1.29
宮	崎	145,219	738,685	423,460	2.92	1.74
鹿	兒	319,830	1,534,610	915,958	2.86	1.68
沖	繩	122,702	572,767	270,709	2.21	2.12
市	部	3,169,123	14,631,925	10,203,022	3.22	1.43
郡	部	9,388,808	47,998,849	32,707,580	3.48	1.47

住居ノ室數ハ調査ノ時期ニ建物内ニ在リタル普通世帯ニ限リ之ヲ調査シタル
 ヲ以テ本表ノ世帯及人口ハ33乃至35表ノ世帯及人口ト符合セス。住居ニ關ス
 ル各表皆同シ。

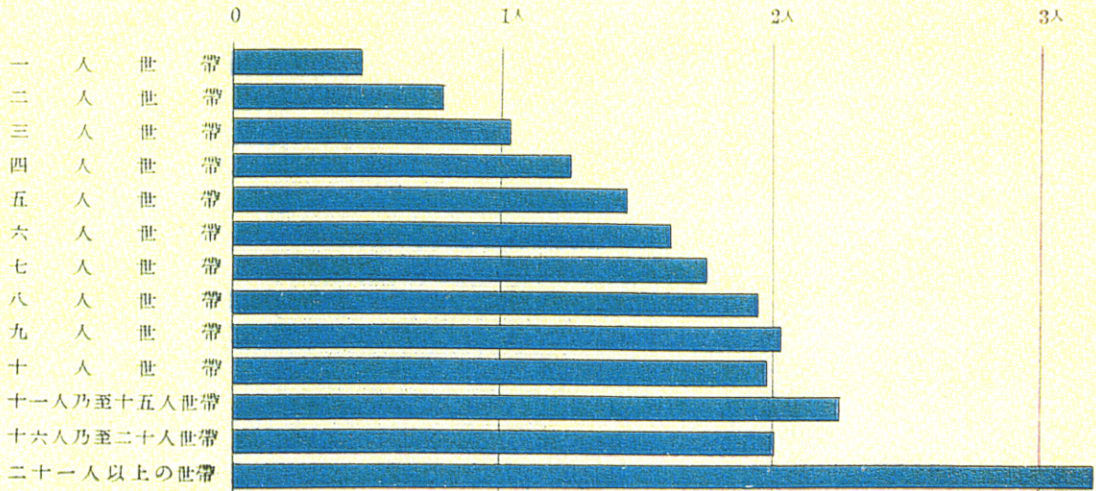
出典：内閣統計局：昭和5年国勢調査報告・第1巻、昭和10.9

第十一圖 住居の室數

一世帯當室數



一室當人員



出典：内閣統計局：昭和5年国勢調査結果の概観、昭和7. 12

注) 原本：カラー (黄色地に青図)

表2-1 「住宅統計の始まり及び確立期」における住宅関係統計調査概要：昭和28年(1953)以前.

調査年 (西暦)	調査名 (調査時期)	主管	対象地域	調査方法	調査対象	集計
昭和5 1930	昭和5年 国勢調査 (10月1日)	内閣 統計局	全 国	悉皆調査	世帯・ 世帯員	不 明
昭和16 1941	昭和16年 大都市住宅調査 (11月1日)	厚生省 住宅局	24都市 (人口20万以上、 及び15万以上 の数都市)	悉皆調査	住宅・アパート ・下宿屋	佐世保、札幌、尼崎は厚生省。 他は各都市
昭和23 1948	昭和23年 住宅調査 (8月1日)	総理府 統計局	全 国	悉皆調査	住宅・人が居 住するもの	地方分査(各市区町村で集計し、 それに基づき都道府県集計、 全国集計を、それぞれで実施)
昭和25 1950	昭和25年 国勢調査 (10月1日)	総理府 統計局	全 国	悉皆調査	世帯・ 世帯員	総理府統計局において中央集査 (機械集計)
昭和28 1953	昭和28年 住宅統計調査 (9月1日)	総理府 統計局	全国市部全域	約1/6の 標本調査 (3項目は 1/30)	住宅・人が居 住する建物	総理府統計局において中央集査 (機械集計)

表2-2 居住水準、住戸規模に関する集計内容：大都市住宅調査・住宅統計調査

調査年 (西暦)	居住水準 調査項目	居住水準 追加項目 (削除項目)	居住水準(規模関係)	住戸規模	備 考
昭和16 1941	居室数 畳数・家賃 延べ面積 世帯人員		1人当り畳数・所有関係	1戸平均畳数 1戸平均室数	厚生省：大都市住宅調査 対象：24都市の住居用建物全数 (人口20万以上、 及び15万以上の数都市)
昭和23 1948	畳数 世帯人員		1人当り畳数・所有関係 ×建築時期	1住宅当り畳数	第1期公営住宅建設三箇年計画S27～29. 「住宅難世帯の狭小過密」 (9畳未満&2.5畳未満/人)
昭和28 1953		室数 延べ面積 腐朽破損 台所・給水 便所 家賃・間代	1人当り畳数	1住宅当り畳数 1住宅当り室数	対象地域：市部全域 (約1/6の標本調査)
昭和33 1958			1人当り畳数×所有関係 「狭小過密」 (9畳未満&2.5畳未満/人)	1住宅当り畳数 1住宅当り室数	新住宅建設五箇年計画S36～40 「住宅難世帯の狭小過密」 (2人以上9畳未満、4人以上12畳未満)
昭和38 1963		浴槽・浴室 燃料の種類	1人当り畳数・所有関係 1人当り畳数×所有関係・他 「居住密度Ⅰ～Ⅳ」*1	1住宅当り畳数 1住宅当り室数 1住宅当り延べ面積	第1期住宅建設五箇年計画S41～45. 最低「小世帯：9畳以上、 一般世帯：12畳以上」目標 「1世帯に1住宅」
昭和43 1968		(燃料種類)	1人当り畳数・所有関係 1室当り人員・所有関係 1人当り畳数×所有関係・他 「居住密度Ⅰ～Ⅳ」*1	1住宅当り畳数 1住宅当り室数 1住宅当り延べ面積	第2期住宅建設五箇年計画S46～50. 「2、3人9畳、4人12畳、5人13.5畳、 6人15畳、7人16.5畳」目標 「1人1室」
昭和48 1973		食寝分離 就寝室数 日照時間 夫婦組数 6歳未満人員	1人当り畳数・所有関係 1室当り人員・所有関係 1人当り畳数×所有関係・他 「狭小過密」*2	1住宅当り畳数 1住宅当り室数 1住宅当り延べ面積	第3期住宅建設五箇年計画S51～55. 「最低居住水準」、「平均居住水準」
昭和53 1978		年齢・性別	1人当り畳数・所有関係 1室当り人員・所有関係 1人当り畳数×所有関係・他 「最低居住水準」*3 「平均居住水準」*3	1住宅当り畳数 1住宅当り室数 1住宅当り延べ面積	第4期住宅建設五箇年計画S56～60. 「最低居住水準」、「平均居住水準」 「住環境水準」を別途設定
昭和58 1983		世帯の型 (就寝室数)	1人当り畳数・所有関係 1室当り人員・所有関係 1人当り畳数×所有関係・他 「最低居住水準」*4 「平均居住水準」*4	1住宅当り畳数 1住宅当り室数 1住宅当り延べ面積	第5期住宅建設五箇年計画S61～H2 「最低居住水準」、「誘導居住水準」
昭和63 1988		畳数別室数 収納スペース 冷暖房設備等 燃料の種類 (食寝分離)	1人当り畳数・所有関係 1室当り人員・所有関係 1人当り畳数×所有関係・他 「最低居住水準」*4 「誘導居住水準」*4	1住宅当り畳数 1住宅当り室数 1住宅当り延べ面積	
平成5 1993		(燃料種類)	1人当り畳数・所有×建て方 1室当り人員・所有×建て方 1人当り畳数×所有関係・他 「最低居住水準」*4、*5 「誘導居住水準」*4、*5	1住宅当り畳数 1住宅当り室数 1住宅当り延べ面積	
平成10 1998		(畳数別室数) (収納スペース) (冷暖房設備等)	未 刊	未 刊	

注) 公表された「報告」書に基づき作成。

- *1：4人の場合／Ⅰ：9.0畳未満、Ⅱ：9.0～11.4畳、Ⅲ：11.5～14.9畳、Ⅳ：15.0畳以上。
- *2：最終報告の「日本の住宅」昭和48年にて表章(2人以上で9畳未満、4人以上で12畳未満)。
- *3：「水準以上で設備専用」の世帯数も表章。
- *4：「水準以上で設備等を満たす」世帯数も表章。
- *5：「都市居住型」を共同住宅について、「一般型」を共同住宅以外について表章。

表2-3 居住水準、住戸規模に関する集計内容：国勢調査

調査年	西暦	住居関係 調査項目	居住水準	住戸規模	備 考
昭和5	1930	住居の室数	1室当り人員	1世帯当り室数	
昭和25	1950	住居の種類 所有関係 畳数	1人当り畳数・所有関係	10%抽出 1世帯当り畳数	第1期公営住宅建設三箇年計画S27～29 「住宅難世帯」
昭和30	1955	住居の種類 所有関係 畳数	1人当り畳数・所有関係	1世帯当り畳数	
昭和35	1960	住居の種類 所有関係 畳数	1人当り畳数・所有関係	算出可能 (1世帯当り畳数)	
昭和40	1965	住居の種類 所有関係 畳数 室数	20%抽出 1人当り畳数・所有関係 1室当り人員・所有関係	20%・算出可能 (1世帯当り畳数) (1世帯当り室数)	第1期住宅建設五箇年計画S41～45. 「1世帯に1住宅」
昭和45	1970	住居の種類 所有関係 畳数 室数	1人当り畳数・所有関係 1室当り人員・所有関係	1世帯当り畳数 1世帯当り室数	第2期住宅建設五箇年計画S46～50. 「1人1室」
昭和50	1975	住居の種類 所有関係 畳数 室数	1人当り畳数・所有関係 1室当り人員・所有関係	1世帯当り畳数 1世帯当り室数	第3期住宅建設五箇年計画S51～55. 「最低居住水準」、「平均居住水準」
昭和55	1980	住居の種類 所有関係 畳数 室数 建て方	1人当り畳数・所有×建て方 1室当り人員・所有×建て方	1世帯当り畳数 1世帯当り室数	
昭和60	1985	住居の種類 所有関係 畳数 室数 建て方	1人当り畳数・所有×建て方 1室当り人員・所有×建て方	1世帯当り畳数 1世帯当り室数	第5期住宅建設五箇年計画S61～H2 「最低居住水準」、「誘導居住水準」
平成2	1990	住居の種類 所有関係 延べ面積 室数 建て方	1人当り延べ面積・所有×建て方 1人当り室数・所有×建て方	1世帯当り延べ面積 1世帯当り室数	
平成7	1995	住居の種類 所有関係 延べ面積 室数 建て方	1人当り延べ面積・所有×建て方 1人当り室数・所有×建て方	1世帯当り延べ面積 1世帯当り室数	

注1) 公表された「報告」書に基づき作成。

注2) 昭35に「1年前の常住地」、昭45、55に「入居時期」、「前住地」、平2に「5年前の住所」の調査あり。

2-2-2. 昭和16年大都市住宅調査

昭和5年の第3回国勢調査の後、全国を網羅した調査ではないが、厚生省生活局において、昭和16年(1941年)1月に人口10万以下の14工業都市を、同年11月に人口20万以上、及び15万以上の数都市の合計24都市を対象に住宅調査が行われている。調査対象は、住宅のほかアパートや下宿屋を含む住居用建物の全数で、これも、戦時経済体制が軍需工場の拡充拡大となって現れ、インフレーション進行の影響と工業人口集中にともなう住宅の供給不足に対し、都市部における住宅政策立案の基礎資料を得ることを目的とし、特に居住密度を明らかにすべくに実施された調査である。

この時期、昭和14年(1939年)12月に厚生省社会局に住宅課が設けられ、さらに住宅対策委員会の設置や、「住宅対策要綱」の閣議決定等、住宅対策の推進が図られている。住宅対策の内容には、給与住宅の建設推進や、住宅営団の設立等が盛られており、昭和16年(1941年)5月には、都市部における労務者や庶民の住宅の供給を図ることを目的として「住宅営団」が設立されている。^{注4)}

ちなみに、大正8年(1919年)に161万2千人であった労働人口は、昭和6年(1931年)には166万人を数えるに留まっていたが、この年を起点として激増をはじめて5年間に93万2千人を加え、昭和11年(1936年)には259万3千人に達していた。このうち労働人口の吸収率10%以上に及ぶのは東京、大阪、愛知、同5~9.9%のところは兵庫、福岡、神奈川の6大工業府県で、その増加数はいずれも5万人以上を数えて、6大府県における増加人口は58万人に及び、この期間における全国の労働者増加人口の62%に達した。さらに昭和11年(1936年)から昭和13年にかけては全国で62万3千人の労働人口が増加し、この期間において産業の再編成が急速にかつ大規模に進行し、軽工業から重工業へ、平和産業から軍需産業への大転換がなされた。^{注5)}

この工業都市住宅調査あるいは大都市住宅調査以前には、大正期、昭和初期に、6大都市が独自に住宅調査を行っていたが、全国の主要都市を対象に、住宅統計を目的として統一的指標で実施されたのは、この大都市住宅調査が始めてと言えよう。

大都市住宅調査の調査対象は住宅、及びアパート・下宿屋等住居用建物で、調査項目は

「専用住宅及併用住宅用」が、

- | | | |
|------------|----------------|------------------|
| 1. 所在地、 | 2. 空家か否か、 | 3. 用途(住宅の種類に相当)、 |
| 4. 階数、 | 5. 戸数、 | 6. 建坪、 |
| 7. 延坪、 | 8. 所有種類(所有関係)、 | 9. 月額家賃、 |
| 10. 貸間の有無、 | 11. 居住人員、 | 12. 居室数、 |
| 13. 居室の畳数、 | | |

の13項目(資料2-3参照)、

「アパート及び下宿屋用」では、

1. 所在地、
2. 用途（アパート・下宿屋の別）、
3. 階数、
4. 建坪、
5. 延坪、

の5項目、及び各居住世帯の、

1. 居住人員、
2. 居住室数、
3. 居住室の畳数

を、建物管理者が記入する方式を取っている（資料2-4参照）。

「専用住宅及併用住宅用」には、長屋のほか、上下に独立した世帯が住める「立体長屋」も含まれているが、アパートは別様式の調査票であり、月額家賃も調査されておらず、現在の立体的に複数の住戸からなる所謂「共同住宅」とは、異なる形式の建物を意味していたのであろうか、詳細は不明である。

調査単位は住宅であり、一つの住宅に、家計を別にする複数の世帯が居住している、いわゆる同居の状況把握は、調査項目には考慮されておらず、居住水準の一要素である居住密度の現状把握、並びに空家戸数の解明が、深刻で切迫した住宅不足の状況下での調査目的であったと考えられる。

大都市住宅調査の報告書である「昭和16年大都市住宅調査統計表」には、下記のように「1戸平均畳数」のほか、「1人当たり畳数」を指標とした居住水準など、8種類の内容が、24都市全体、6大都市全体、18都市全体、各都市について集計・表章されている（資料2-5、6参照）。なお、調査票には住宅の建築状況や賃貸状況を知るに足る調査項目も加えられていたが、諸種の事情により集計されなかった。^{注6)}

第1表. 住宅の種類別、戸数、及び空家数、並びに アパート・下宿屋別、棟数・戸数。

（資料2-7参照）

「用途別戸数及棟数」

第2表. 住宅の種類別、所有関係別、戸数。

「用途別所有別戸数」

第3表. 専用住宅の持家・借家別、居住室数別、居住人員別、戸数。

「(1) 居住人員別居住室数別戸数（専用住宅持家）」

「(2) 同 上 （専用住宅借家）」

第4表. 住宅の種類・アパート・下宿屋別・専用住宅の所有関係別、

居住室の畳数階級別、居住人員別、戸数。

「(1) 居住人員別居住室畳数別戸数（専用住宅、併用住宅総数）」

「(2) 同 上 （専用住宅総数）」

「(3) 同 上	(専用住宅持家)」
「(4) 同 上	(専用住宅借家)」
「(5) 同 上	(専用住宅、給与住宅)」
「(6) 同 上	(店舗併用住宅)」
「(7) 同 上	(工場併用住宅)」
「(8) 同 上	(其ノ他ノ併用住宅)」
「(9) 同 上	(アパート)」
「(10) 同 上	(下宿屋)」

附 表. 住宅の種類・専用住宅の所有関係別、居住室の畳数階級別、一戸平均人員。

「用途別畳数階級別一戸平均居住人員」

この他、「結果の概要」の中で、

第iii表. 専用住宅の持家・借家別、一戸平均室数・一室当たり人員・一室平均畳数。

「専用住宅ノ一戸平均室数・一室当り人員及一室平均畳数」

第iv表. 住宅の種類・専用住宅の所有関係別、

一戸平均人員・一戸平均畳数・1人当たり畳数。

「専用住宅及併用住宅ノ一戸平均人員・一戸平均畳数及一人当り畳数」

第v表. アパート・下宿屋別、一戸平均人員・一戸平均畳数・1人当たり畳数。

「アパートノ居住人員総数並ニ各種平均値」

「下宿屋ノ居住人員総数並ニ各種平均値」



附 録

昭和十六年十一月一日

住 宅 調 査 票

--

専用住宅及併用住宅用

申告者名	印
------	---

1 所在地	市	区	町	番地	2 空家ナリヤ否	1 空家	2 否
3 用途	1 専用住宅 3 工場併用住宅	2 店舗併用住宅 4 其他ノ併用住宅	7 延 坪	坪 合			
4 階 数	階 建		8 所有種類	1 持家	2 借家	3 官舎社宅等ノ給與住宅	
5 戸 建 数	戸 建		9 月額家賃	圓 錢			
6 建 坪	坪 合		10 貸間セルヤ否	1 貸間ス	2 否		
11 居住人員			12 居住室数		13 居室ノ疊数		
人			室		疊		

町會長印

厚 生 省

調査擔當者氏名	印
---------	---

切取線

記入上ノ注意

此ノ調査ハ住宅ト住宅ニ住ンデ居ル人ノ調査デス課税配給等ニハ全然關係ナク重要都市ニ於テ居住狀況ガ如何ナル状態ニアルカヲ明ラカニスル調査デス。昭和十六年十一月一日現在ノ狀況ヲ記入シテ下サイ、人ノ住ンデ居ナイ別棟ノ附屬家屋、工場、作業場、土蔵、物置等ニ付テハ記入シナイデ下サイ、記入ノ欄ニ1・2・3ノアルモノハ①ノ様ニ答ニアタル場所ノ1・2・3ヲ中心トシテ○印ヲツケテ下サイ、申告スベキ事項ガナイ場合ニハ總テ其ノ欄ニ斜線ヲ引イテ下サイ、何モ書カズ空白ニシテ置カナイデ下サイ、記入スル場合ニハ青インキ又ハ墨デ記入シ赤インキハ用ヒナイデ下サイ、又數字ハ總テ算用數字(1・2・3ノ様ニ)デ明瞭ニ記入シテ下サイ、記入ノ上ニ不明ノ點ガアツタナラバ調査員ニヨク聞イテカラ記入シテ下サイ、申告者ハ記入ガズンダナラバ切取線カラ切取ツテ上ダケヲ調査員ニ渡シテ下サイ、調査員ニ渡ス迄ニ申告ニ間違ヒガナイカドウカ充分確メテ見テ下サイ

各欄ノ記入注意

4. 階数 何階建ノ建物デアルカヲ記入スルコト、「中二階」ハ二階トハシマセン、從ツテ平家デ中二階ガアル家デハ之ハ一階建トスルノデス、「地下室」「屋根裏ノ部屋」等ガアツテモ此ノ部分ハ階数ニハ含マレマセン、「立體長屋」(上下ニ獨立シタ世帯ガ住メルヤウニナツテキル長屋)デハ特ニ一階ニ住ンデ居ル人デモ二階ニ住ンデ居ル人デモ此ノ建物ノ階数ヲ記入シテ下サイ
5. 戸建数 調査サレル家ガ一戸獨立シテ居ル場合ハ一戸建ト記入スルノデスガ、ソノ家ガ例ヘバ三軒長屋ノ中ノ一戸デアル場合ニハソノ長屋ハ三戸建デアルカラ此ノ様ナ場合ニハ三戸建ト記入スルノデス、立體長屋(上下ニ獨立シタ世帯ガ住メルヤウニナツテキル長屋)ノ場合ニ於テハ「立體」ノ文字ト共ニ戸建数ヲ例ヘバ「立體四戸建」ノ様ニ記入スルコト
6. 建坪 「一階ノ床面積」ノ全部ヲ記入スルコト、廊下、便所等ノ面積ヲ含メルコトヲ忘レナイデ下サイ
7. 延坪 「各階ノ床面積」ノ合計ヲ記入スルコト、「中二階」「地下室」「屋根裏ノ部屋」等ガアレバソノ面積ヲ加ヘネバナリマセン
9. 月額家賃 約定家賃ノ月額ヲ記入スルコト、「官舎社宅等ノ給與住宅」デ家賃ヲ支拂ツテ居ル場合ニハ同ジクソノ月額ヲ記入スルコト、持家ノ場合又ハ借家デアツテモ家賃ヲ支拂ハナイ場合ニハ此ノ欄ハ斜線ヲ引イテ下サイ
11. 居住人員 常ニ住ンデ居ル人全部ノ人数ヲ記入スルコト、例ヘ兄弟親戚デモ常ニ此ノ家ニ住ンデ居ナイ人ガ偶調査ノ時期ニ來テ居テモ此ノ人ハ人数ニ加ヘテハナリマセン、又常ニ住ンデ居ル人が調査ノ時期ニ偶旅行シタリ、入院シタリ、宿直等デ家ニ居ナイ時デモ家ニ居ルモノトシテ人数ニ加ヘテ下サイ
12. 居室数 此處ニ謂フ「居室」トハ應接室、客間、食堂、茶ノ間、書齋、子供室、女中部屋及ソノ他寢室ニナシ得ル室ヲ謂フデアツテ、臺所、浴室、便所、階段室、廣縁等ハ居住室デアアリマセン
13. 疊数 「居室」ニ數イテアル「疊数」ノ合計ヲ記入スルコト、應接室等疊ノ數イテナイ居室ガアレバ之ニ疊ヲ數イタ場合ノ疊数ヲ計算シテ下サイ

出典：厚生省生活局：昭和16年大都市住宅調査統計表、昭和17. 1



昭和十六年十一月一日

住宅調査票

枚中ノ

アパート及下宿屋用

申告者
氏名

印

1 所在地		市 區 町 番 地							
2 用途		1 アパート		2 下宿屋		4 建 坪		坪 合	
3 階 数		階 建		5 延 坪		坪 合			
各世帯ノ	居 住 人 員	室 数	疊 数	各世帯ノ	居 住 人 員	室 数	疊 数		
1	人	室	疊	21	人	室	疊		
2	人	室	疊	22	人	室	疊		
3	人	室	疊	23	人	室	疊		
4	人	室	疊	24	人	室	疊		
5	人	室	疊	25	人	室	疊		
6	人	室	疊	26	人	室	疊		
7	人	室	疊	27	人	室	疊		
8	人	室	疊	28	人	室	疊		
9	人	室	疊	29	人	室	疊		
10	人	室	疊	30	人	室	疊		
11	人	室	疊	31	人	室	疊		
12	人	室	疊	32	人	室	疊		
13	人	室	疊	33	人	室	疊		
14	人	室	疊	34	人	室	疊		
15	人	室	疊	35	人	室	疊		
16	人	室	疊	36	人	室	疊		
17	人	室	疊	37	人	室	疊		
18	人	室	疊	38	人	室	疊		
19	人	室	疊	39	人	室	疊		
20	人	室	疊	40	人	室	疊		

町會長
檢 印

厚 生 省

調査擔當
者 氏 名

印

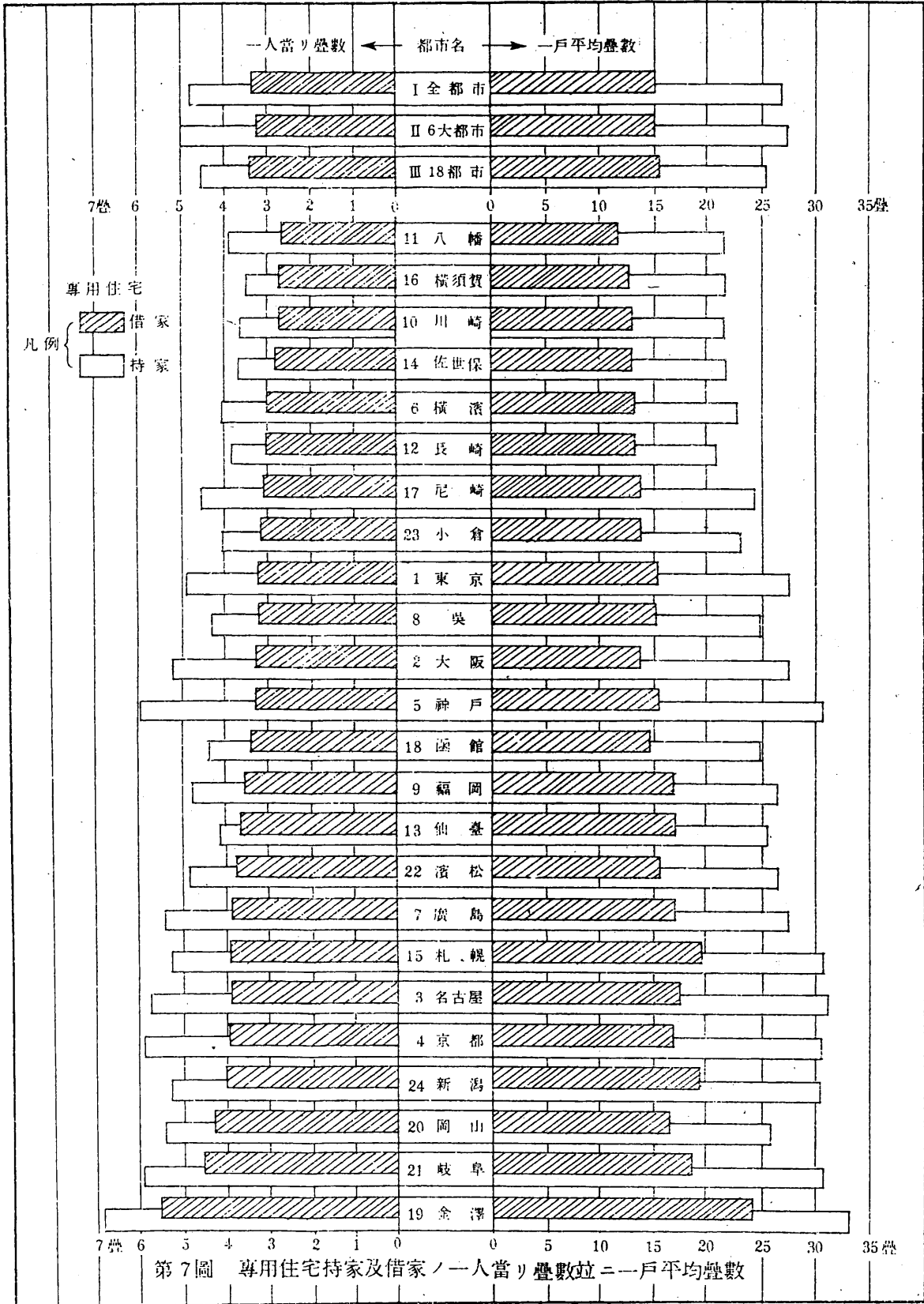
資料2-5.

第III表 専用住宅ノ一戸平均室數・一室當リ人員及一室平均疊數

番 號	種 別 都 市 名	一 戸 平 均 室 數		一 室 當 リ 人 員		一 室 平 均 疊 數	
		持 家	借 家	持 家	借 家	持 家	借 家
I	全 都 市	4.80($\delta=2.20$)	3.27($\delta=1.39$)	1.15	1.40	5.63	4.68
II	六 大 都 市	4.98($\delta=2.29$)	3.34($\delta=1.38$)	1.10	1.37	5.55	4.58
III	十 八 都 市	4.39($\delta=1.94$)	3.03($\delta=1.37$)	1.27	1.49	5.82	5.13
1	東 京	4.93($\delta=2.28$)	3.10($\delta=1.31$)	1.12	1.51	5.58	4.84
2	大 阪	5.49($\delta=2.35$)	3.66($\delta=1.33$)	0.97	1.27	5.06	4.14
3	名 古 屋	5.30($\delta=2.11$)	3.55($\delta=1.37$)	1.03	1.27	5.91	4.96
4	京 都	5.75($\delta=2.40$)	3.81($\delta=1.65$)	0.90	1.11	5.33	4.42
5	神 戸	5.87($\delta=2.44$)	3.34($\delta=1.43$)	0.88	1.32	5.21	4.30
6	横 濱	3.85($\delta=1.72$)	2.71($\delta=1.16$)	1.45	1.62	5.94	4.85
7	廣 島	4.90($\delta=2.05$)	3.50($\delta=1.56$)	1.03	1.27	5.63	4.92
8	吳	4.50($\delta=1.77$)	2.87($\delta=1.20$)	1.28	1.51	5.48	4.84
9	福 岡	4.58($\delta=2.18$)	3.22($\delta=1.59$)	1.20	1.50	5.75	5.25
10	川 崎	3.61($\delta=1.45$)	2.58($\delta=0.86$)	1.66	1.80	6.00	4.92
11	八 幡	4.38($\delta=1.76$)	2.62($\delta=1.00$)	1.28	1.67	4.95	4.51
12	長 崎	3.86($\delta=3.10$)	2.77($\delta=1.42$)	1.41	1.65	5.34	5.01
13	仙 臺	3.80($\delta=1.48$)	2.80($\delta=1.40$)	1.64	1.67	6.71	6.09
14	佐 世 保	4.06($\delta=1.80$)	2.50($\delta=1.14$)	1.47	1.79	5.40	5.05
15	札 幌	4.73($\delta=1.87$)	3.24($\delta=1.18$)	1.22	1.52	6.52	5.96
16	横 須 賀	3.93($\delta=1.45$)	2.46($\delta=0.85$)	1.58	1.87	5.53	5.09
17	尼 崎	4.88($\delta=2.16$)	3.35($\delta=1.25$)	1.08	1.34	4.98	4.13
18	函 館	3.69($\delta=1.79$)	2.61($\delta=3.09$)	1.53	1.88	6.66	6.40
19	金 澤	5.19($\delta=1.97$)	4.25($\delta=1.57$)	0.94	1.02	6.50	5.71
20	岡 山	5.01($\delta=2.12$)	3.53($\delta=1.55$)	0.95	1.10	5.19	4.70
21	岐 阜	5.10($\delta=2.04$)	2.64($\delta=1.87$)	1.01	1.12	6.03	5.14
22	濱 松	4.23($\delta=1.77$)	2.94($\delta=1.18$)	1.30	1.41	6.31	5.28
23	小 倉	4.44($\delta=2.08$)	3.28($\delta=1.04$)	1.27	1.48	5.16	4.65
24	新 潟	4.83($\delta=1.13$)	3.26($\delta=1.31$)	1.20	1.45	6.34	5.89

備 考 δ ハ標準偏差ヲ示ス

出典：厚生省生活局：昭和16年大都市住宅調査統計表、昭和17. 1



出典：厚生省生活局：昭和16年大都市住宅調査統計表、昭和17. 1

第1表 用途別戸數及棟數 (其一)

番 號	都 市 別	實數及 比 例	専 用 住 宅 及 併 用 住 宅						ア パ ー ト 及 下 宿 屋			
			總 數	専用住宅	店舗併 用住宅	工場併 用住宅	其 他 併 用 住 宅	空 家	ア パ ー ト		下 宿 屋	
									棟 數	戸 數	棟 數	準戸數
I	全 都 市	實 數	3,452,895	2,599,360	580,341	145,249	103,054	24,896	11,212	177,534	5,464	50,382
		比 例	100.0	75.8 75.3	16.9 16.8	4.2 4.2	3.0 3.0	— 0.7	—	—	—	—
II	六 大 都 市	實 數	2,694,275	1,982,892	478,193	128,455	85,535	19,200	9,889	158,291	3,839	39,612
		比 例	100.0	74.1 73.6	17.9 17.8	4.8 4.8	3.2 3.2	— 0.7	—	—	—	—
III	十 八 都 市	實 數	758,620	616,468	102,148	16,789	17,519	5,696	1,323	19,243	1,625	10,770
		比 例	100.0	81.9 81.3	13.6 13.5	2.2 2.2	2.3 2.3	— 0.8	—	—	—	—
1	東 京 市	實 數	1,225,138	894,047	219,476	59,786	45,346	6,483	7,154	107,329	2,097	26,902
		比 例	100.0	73.4 73.0	18.0 17.9	4.9 4.9	3.7 3.7	— 0.5	—	—	—	—
2	大 阪 市	實 數	610,452	438,892	119,094	30,079	17,095	5,292	1,163	26,708	430	3,152
		比 例	100.0	72.5 71.9	19.7 19.5	5.0 4.9	2.8 2.8	— 0.9	—	—	—	—
3	名 古 屋 市	實 數	257,684	192,847	44,199	11,597	6,992	2,049	365	5,909	404	3,177
		比 例	100.0	75.4 74.8	17.3 17.2	4.5 4.5	2.7 2.7	— 0.8	—	—	—	—
4	京 都 市	實 數	217,621	150,476	38,690	19,218	7,357	1,880	232	3,585	401	3,035
		比 例	100.0	76.3 69.2	18.3 17.8	9.1 8.8	3.5 3.4	— 0.9	—	—	—	—
5	神 戸 市	實 數	199,098	157,271	32,080	3,513	4,342	1,892	226	4,775	260	1,380
		比 例	100.0	79.8 79.0	16.3 16.1	1.8 1.8	2.2 2.2	— 1.0	—	—	—	—
6	横 濱 市	實 數	184,282	149,359	24,654	4,262	4,403	1,604	749	9,985	247	1,966
		比 例	100.0	81.8 81.1	13.5 13.4	2.3 2.3	2.4 2.4	— 0.9	—	—	—	—
7	廣 島 市	實 數	66,756	52,960	10,172	1,699	1,587	338	47	776	138	958
		比 例	100.0	79.7 79.3	15.3 15.2	2.6 2.6	2.4 2.4	— 0.5	—	—	—	—
8	吳 市	實 數	58,397	51,074	5,393	391	1,446	93	29	176	75	186
		比 例	100.0	87.6 87.5	9.3 9.2	0.7 0.7	2.5 2.5	— 0.2	—	—	—	—
9	福 岡 市	實 數	57,023	45,512	8,232	1,630	1,320	329	104	2,546	166	1,028
		比 例	100.0	80.3 79.8	14.5 14.4	2.9 2.9	2.3 2.3	— 0.6	—	—	—	—
10	川 崎 市	實 數	54,363	46,493	6,104	470	892	404	280	4,589	115	1,019
		比 例	100.0	86.2 85.4	11.3 11.2	0.9 0.9	1.7 1.6	— 0.7	—	—	—	—

出典：厚生省生活局：昭和16年大都市住宅調査統計表、昭和17.1

2-2-3. 昭和23年住宅調査、及び昭和25年国勢調査

(1) 昭和23年住宅調査

昭和16年の大都市住宅調査以後は、大戦中の厳しい状況下で、大規模な住宅調査は実施されず、昭和5年（1930年）第3回国勢調査以降の全国規模の住宅統計調査は、太平洋戦争終結後3年経った昭和23年（1948年）の全国「住宅調査」まで行われていない。この全国「住宅調査」は、連合軍総司令部の指令により、生活必需品配給の基礎人口の資料をえるために行われた「常住人口調査」^{注7)}に附帯して実施された悉皆調査である。これは、当時住宅不足対策が緊急課題であり、住宅対策の基礎資料として、全国の居住状況の把握が必須であったためである。なお、戦災復興院の発表によれば、昭和20年8月現在の住宅不足戸数は、戦争による被害を含め約420万戸と見積もられ、その内訳は次のように推計されていた。

① 戦争による不足	
イ 空襲による焼失	210万戸
ロ 強制疎開による除却	55万戸
ハ 海外引揚げによる需要	67万戸
ニ 戦争中の供給不足	118万戸
計	450万戸
② 戦災死による住宅需要減	30万戸
① - ②	420万戸

昭和23年住宅調査の調査対象は「住宅、及び人が居住する住宅以外のもの」で、調査項目は

1. 所在地.
2. 建築中・空家・船舶の別.
3. 住宅の種類（及び、人が居住する住宅以外のもの）.
4. 建築の時期（戦前・戦中・戦後の別）.
5. 住宅の所有関係（及び、持家の宅地の所有・借地別）.
6. 世帯数とその世帯人員.
7. 居室の畳数.

の7項目（資料2-8参照）で、調査員が答申義務者に質問して、調査票に自ら記入する他計調査の方法で実施されている。調査単位は住宅であり、各住宅ごとに1枚の調査票が作成された。

調査結果は2年後の昭和25年（1950年）12月に公表され、下記のように住宅の種類別、及び所有の関係別等につき、住宅数、世帯数、「1住宅当たり畳数」のほか、「1人当たり畳数」を指標とした居住水準など、5種類の内容が、全国・都道府県、及び全市・区について集計・表章されている。

この「1住宅当たり畳数」、「1人当たり畳数」は、集計対象地域の総畳数を、総住宅数あ

昭和23年8月1日

住宅調査票

指定総計
第 1 4 号

本調査は連合国軍最高司令官の指令に基く調査であり、また統計法の定めるところによつて行われる重要な調査であります。もし事実を偽り、不実の申告をした者は処罰せられますから、事実をありのまま正確に申告して下さい。

総理府統計局

該当の箇所には○印をつけること。

建築中	空家	船舶	調査区番号	住宅の所在地	都道府県	郡市	町村	番地
-----	----	----	-------	--------	------	----	----	----

この住宅内にある世帯の番号

主世帯の世帯番号	普	徒世帯の世帯番号	申告義務者	人口調査員氏名	印
----------	---	----------	-------	---------	---

1 住宅の種類、下の何れに当るか、該当の箇所に○印をつけること。

(1) 専用住宅	(2) 併用住宅	(3) 共同住宅	(4) その他の住宅	(5) 寄居舎、下宿屋等	(6) 仮小屋、非住家
----------	----------	----------	------------	--------------	-------------

2 建築の時期は、下の何れに当るか、該当の箇所に○印をつけること。

(1) 昭和16年以前に建築	(2) 昭和17年から昭和20年8月15日までの建築	(3) 昭和20年8月16日以後の建築
----------------	----------------------------	---------------------

4 世帯数とその世帯人員数、下の区分によつて記入のこと。

(1) 世帯人員2人以上の世帯数	(2) 世帯人員2人以上の世帯の世帯人員総数	(3) 一人世帯の人員総数	(4) 此の住宅の世帯総数 (1)+(3)	(5) 此の住宅内の世帯人員総数 (2)+(3)
------------------	------------------------	---------------	--------------------------	-----------------------------

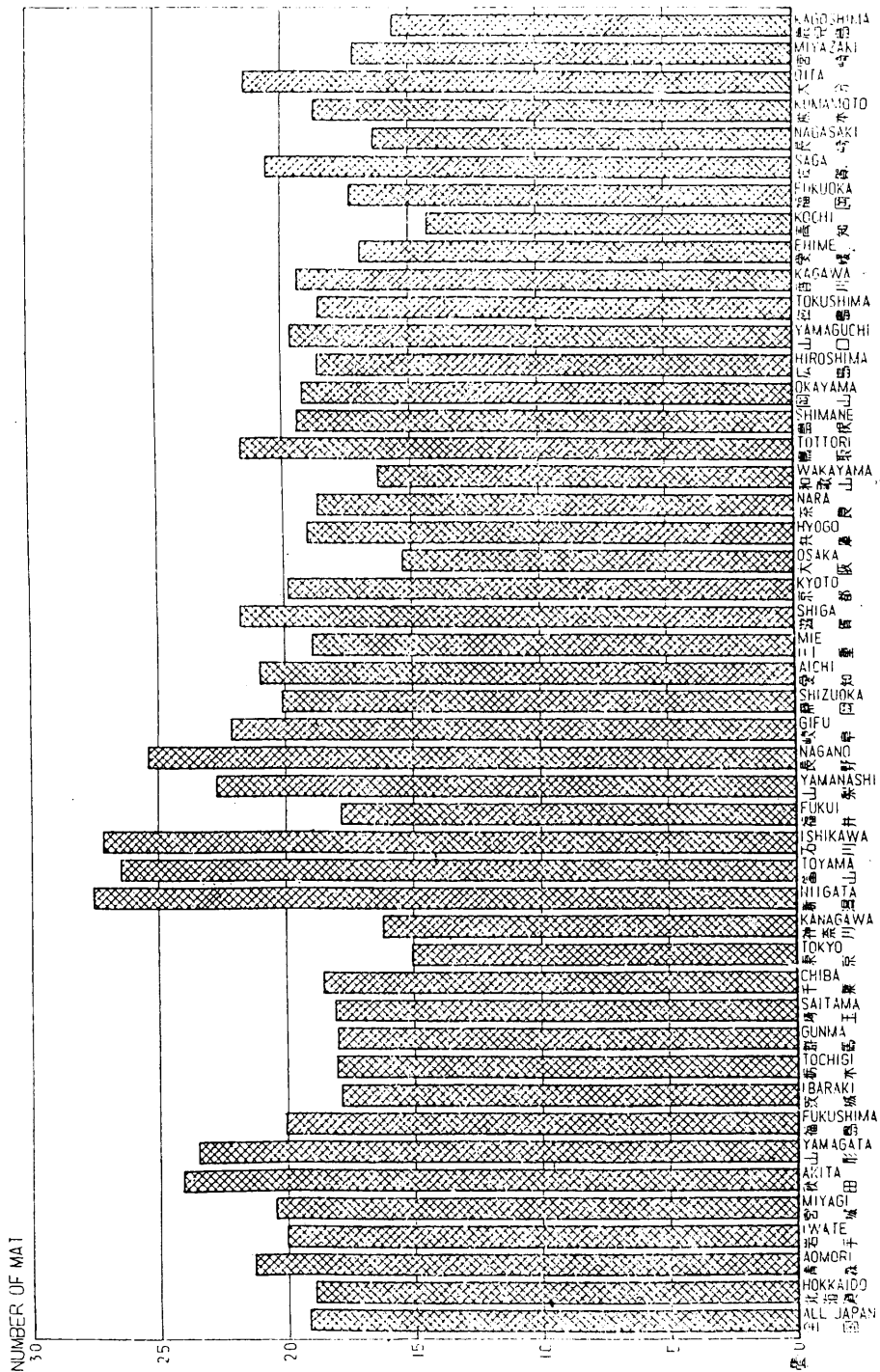
5 世帯数の総数

世帯数

3 所有の關係、持家借家又は給与住宅の何れであるか該当の箇所に○印をつけること。

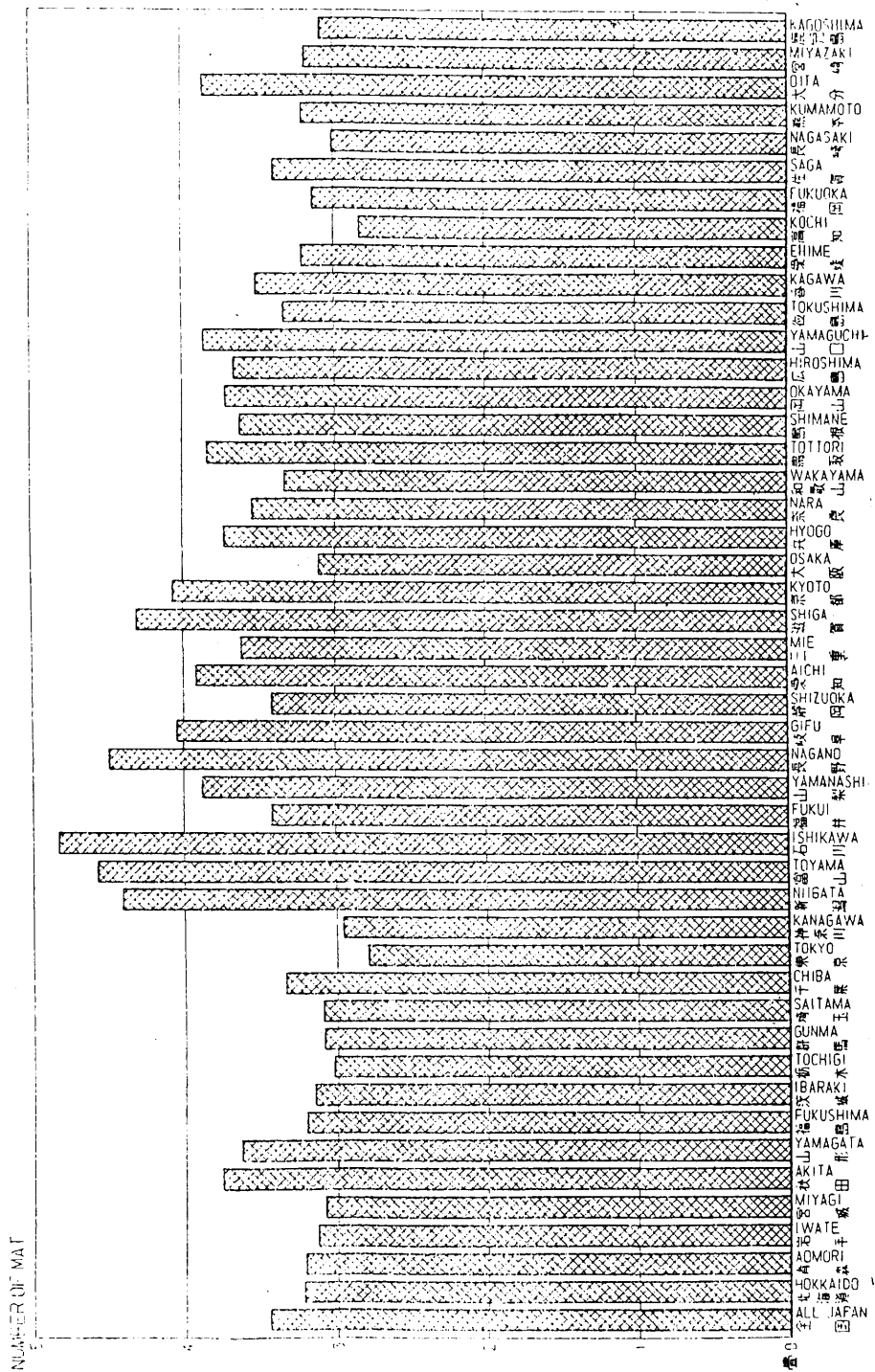
持家	(1) 宅地も自己所有	(2) 宅地は借地	(3) 借家	(4) 給与住宅
----	-------------	-----------	--------	----------

第3回 1住宅当り畳数 (都道府県別)
 CHART 3 MATS PER DWELLING UNIT (BY PREFECTURES)



出典：総理府統計局：昭和23年住宅調査結果報告、昭和25. 12

第 4 圖 一人当り畳数 (都道府県別)
CHART 4 MATS PER PERSON (BY PERFECTURES)



出典：総理府統計局：昭和 23 年住宅調査結果報告、昭和 25. 12

るいは総世帯人員で除して、すなわち集計対象地域を一つの集団として算出する集計処理方法
を採っている。この集計処理方法は、昭和 5 年国勢調査の場合と同じである（昭和 16 年大
都市住宅調査統計表では、その「結果の概要」3～5 頁によれば、1 次集計結果に基き算出して
いる）。なお、昭和 16 年の大都市住宅調査の場合と異なり、昭和 23 年住宅調査では、1 住宅ご
とに世帯数が調査されており、同居の状況も集計可能であるが、公表された調査結果報告には
表章されていない。

また、昭和 23 年住宅調査における「住宅」の定義は、

『寝室、台所が整い、1 つの世帯が独立して住むことができるようになっている
建物、又は完全に区画されたその 1 部』

とされ、昭和 28 年住宅統計調査では住宅の要件とされる出入口、及び便所の要件はない。

第 1～6 表. 住宅の種類別、所有関係別、

住宅数・畳数・世帯数・世帯人員・1 人当たり畳数・1 住宅当たり畳数。

「住宅の種類及び所有の関係別住宅数」

「住宅の種類及び所有の関係別住宅の畳数」

「住宅の種類及び所有の関係別住宅の世帯数」

「住宅の種類及び所有の関係別住宅の人員数」

「住宅の種類及び所有の関係別住宅の 1 人当り畳数」

「住宅の種類及び所有の関係別住宅の 1 住宅当り畳数」

第 7～12 表. 住宅の種類別、建築時期別、

住宅数・畳数・世帯数・世帯人員・1 人当たり畳数・1 住宅当たり畳数。

「住宅の種類及び建築の時期別住宅数」

「住宅の種類及び建築の時期別住宅の畳数」

「住宅の種類及び建築の時期別住宅の世帯数」

「住宅の種類及び建築の時期別住宅の人員数」

「住宅の種類及び建築の時期別住宅の 1 人当り畳数」

「住宅の種類及び建築の時期別住宅の 1 住宅当り畳数」

第 13～18 表. 住宅の所有関係別、建築時期別、

住宅数・畳数・世帯数・世帯人員・1 人当たり畳数・1 住宅当たり畳数。

「所有の関係及び建築の時期別住宅数」

「所有の関係及び建築の時期別住宅の畳数」

「所有の関係及び建築の時期別住宅の世帯数」

「所有の関係及び建築の時期別住宅の人員数」

「所有の関係及び建築の時期別住宅の 1 人当り畳数」

「所有の関係及び建築の時期別住宅の1住宅当り畳数」

第19表. 住宅に居住する普通世帯数及び人員と
住宅以外のものに居住する普通世帯数及び人員との割合。
*原表題：同上。

第20表. 住宅の種類別空家数。
*原表題：同上。

(資料2-9、10参照)

(2) 昭和25年国勢調査

昭和23年8月に実施された昭和23年住宅調査の2年後の昭和25年10月に、終戦後最初の本格的な国勢調査が行われている。国勢調査は従来より10年ごとに大規模調査を施行する建前となっており、この昭和25年国勢調査以前には、大正9年、昭和5年、昭和15年が該当し、それに続く昭和25年国勢調査は、終戦後最初の正規の大規模調査であると共に、世界センサスの一環として国際上の比較をも考慮することを要請されていた情勢下でもあり、かつてない多数の事項を調査している。この調査事項における注目すべき特色は、「国民の教育程度」、「出生力」、及び「居住状態」に関する3事項が国勢調査として始めて採りあげられたことである(注8)。

昭和25年国勢調査の調査対象は「世帯、及世帯員」で、「居住状態」に関する調査項目は、

1. 住居の種類(住宅・非住宅の別)。
2. 住宅の所有関係(持家・借家・給与住宅・間借の別)。
3. 居住室の畳数。

の3項目である。

調査方式は、調査員が答申義務者に質問して、調査票に自ら記入する他計調査の方法で実施され、調査票は表裏各々30名を記入する連記式を用いている。実地調査や、集計の能率、用紙の節約などの点を考慮してのことだとされている。

この昭和25年国勢調査の結果報告は、全8巻にまとめられ公表されている。居住状態に関する集計結果は、第4巻に全国編として、第7巻に都道府県編として掲載されている。さらに、第3巻に10%の抽出集計結果がまとめられている。集計の内容は下記のように、住宅の種類別、及び所有の関係別に、世帯数、世帯人員、1世帯たり人員のほか、「1人当たり畳数」を指標とした居住水準など、4種類の内容が、全国・都道府県について集計・表章されている。

この「1人当たり畳数」は、集計対象地域の総畳数を、総世帯人員で除して、すなわち集計対象地域を一つの集団として算出する「総数方式」の集計処理方法を採用しており、この集計処理方法は、昭和5年国勢調査、及び昭和23年住宅調査の場合と同じである

集計の内容は次のとおり4種類である。

第4巻・全国編Ⅰ

第14表. 世帯の種類別、住宅の種類別、所有関係別、
世帯数・世帯人員・1世帯当たり人員・畳数・1人当たり畳数。
「世帯の種類別、住宅の種類別及び所有の関係別世帯数、世帯人員及び畳数」

第3巻・10%の抽出集計結果・その1

第23表. 住宅の種類別、所有関係別、
一般世帯世帯数・世帯人員・1世帯当たり人員・畳数・1人当たり畳数。
「住宅の種類別及び所有の関係別一般世帯世帯数、世帯人員及び畳数」

第25表. 居住室の畳数階級別、住宅に住む一般世帯数・1世帯当たり畳数。
「畳数別住宅に住んでいる一般世帯数」

第26表. 住宅の種類別、所有関係別、就業中の世帯主の従業上の地位別、一般世帯数。
「住宅の種類別、所有の関係及び就業中の世帯主の従業上の地位別一般世帯数」

なお、昭和25年国勢調査では、1人世帯はすべて（含・現在の「単身世帯」）準世帯として
いるため、以前の統計との比較を考慮し、普通世帯と1人世帯を合わせて「一般世帯」として
表章している。また、住宅の定義は、

『家庭生活を営むようにつくられた（または改造された）永続性のある建物、
または家庭生活を営めるように完全に区画された永続性のある建物の1部』
としており、次の昭和28年住宅統計のように、寝室、台所などの詳細な規定は設けていない。

2-2-4. 昭和28年住宅統計調査

昭和28年住宅統計調査は、全国市部全域を対象に、およそ1/6の標本調査で行われている。この調査は、当初、前回の昭和23年調査と同様に、全国についての悉皆調査として計画されていたが、予算の都合、及び住宅不足が郡部より市部に甚だしく、住宅問題が特に都市において深刻であったことから、調査を都市のみに集中し実施された。^{注9)} 当時は、昭和25年に住宅金融公庫法が、昭和26年には公営住宅法が公布されるなど、住宅不足政策が本格化するなか、この住宅統計調査においても、調査項目は、構造、腐朽破損の程度、居住室数、延べ床面積、及び台所・便所の専用・共用の別のほか、借家に対し家賃・間代の項目が追加されるなど、充実したものとなっており、これらの住宅に関する調査項目は、以降の調査においても基本的にはほとんど変わっていない。

その内容を少し詳しくみてみる。調査対象は「住宅、及び住宅以外で現に人が住んでいる建物」で、前回の昭和23年住宅統計と同じである。しかし、調査項目は下記のように飛躍的に充実している。調査票は、A3判表裏にそれぞれ20調査対象分が記入できるように設計された、いわゆる連記式で、調査員が答申義務者に質問して、一調査対象ごとに一行を対応させ、自ら記入する他計調査の方法で実施されている。

1. 階数。
 2. 建て方（一戸建・長屋建・アパート・その他の別）。
 3. 延べ坪。
 4. 住宅の種類（及び、人が居住する住宅以外の建物）。
 5. 主世帯の世帯主氏名（又は、建築中・空家・一時現在者のみの住宅の別）。
 6. 世帯数、及び世帯人員（主世帯・同居世帯別）。
 7. 居住室の数（主世帯・同居世帯別）。
 8. 居住室の畳数（主世帯・同居世帯別）。
 9. 構造（及び、木造の屋根の種類、ごう舎・仮小屋の別）。
 10. 腐朽破損の程度。
 11. 建築の時期（明治以前・大正・昭和年代・戦時中・戦後の別）。
 12. 住宅の所有関係（及び、持家は宅地の自己宅地・借地の別、借家は民営・公営の別）。
 13. 台所（有無、及び専用・共用の別）。
 14. 給水設備（有無、水道・ポンプ・つるべ・その他の別、及び専用・共用の別）。
 15. 排水設備（下水道へ導流しているか・否かの別）。
 16. 便所（専用・共用の別）。
- 以下の項目は、調査対象の抽出が1/30と、絞られてはいるが、
17. 世帯主の職業。
 18. 世帯主の従業上の地位。
 19. 家賃又は間代。

下線を付けた項目は、前回の昭和 23 年住宅統計にはなく、昭和 28 年住宅統計で追加・充実された項目であるが、住居移動に関する項目が未だ含まれていないのを除けば、住宅に関する基本的な項目は網羅されており、また、これらの項目は現在においても調査されている（表 2-5）。

この昭和 28 年住宅統計においては、調査項目のほか、種々の点で充実・改善がみられる。その一つは、「住宅」の定義が厳密化していることである。すなわち、

1 住宅とは、『1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように、建築された建物（完全に区画された建物の1部を含む）』である。

1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるためには、

① 専用の出入口、② 専用の居住室、③ 専用の炊事用排水設備、④ 専用の便所、

以上の4つの設備要件がととのっていないなければならない。

但し、わが国の住生活の実状からみて、この要件を厳格に守ることは必ずしも適当でないと考えたので、特例として、

炊事用排水設備と便所については、その利用が他の世帯の居住室を通らずに、

且つ、いつでも使用できるようになっているときは、たとえ共用であっても

「1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」ものとして住宅とみなすことにした。

としており、現在の住宅統計調査においても基本的にはまったく変わっていない。

これに対し、昭和 23 年住宅統計における「住宅」の定義は、

『寝室、台所が整い、1つの世帯が独立して住むことができるようになっている建物、又は完全に区画されたその1部』

とされ、出入口、及び便所の要件はない。また、各部屋（戸）に「流し」のない共同住宅は「寄宿舍・下宿屋等」とする、とされているなど、昭和 28 年住宅統計とは異なっている。昭和 16 年大都市住宅調査統計表においては、住宅に関する明確な定義は記述されていない。

また、畳数の計測方法においても、昭和 23 年住宅統計では、巾 6 尺以上の縁側も畳数に換算して加算するようにしているが、昭和 28 年住宅統計では、幅員に関係なく縁側は畳数から除くよう改善されている。

この他、昭和 28 年住宅統計においては「1人当たり畳数」の算出方法（集計処理方法）が改善されている。それは、一調査対象ごとに一行を対応させる連記式の調査票において、各行に「1人当たり畳数」が記入できるように設計されていることである。すなわち、調査員が、答申義務者から回答を得た世帯人員と居住室の畳数から、各調査対象ごとに「1人当たり畳数」を算出し記入する方式（「個別方式」）を採り、その集計対象地域の平均値を、例えば全国市部あるいは都道府縣市部などの「1人当たり畳数」として、調査報告書に表章したと考えられる。また、「1人当たり畳数」階級別住宅数が集計・表章されていることから、このことは

間違いないであろう。

この集計処理方法は、前回の昭和 23 年住宅調査結果報告や、昭和 5 年及び昭和 25 年国勢調査報告の、集計対象地域の総畳数を総世帯人員で除して、すなわち集計対象地域を一つの集団として平均値を算出する集計処理方法（「総数方式」）とは大きく異なるものである。この「総数方式」より、「個別方式」の平均値の方が、実態の状況により即したものであり、大きな改善といえよう。「総数方式」の場合、その平均値より高い世帯の畳数や人員の実数が大きくなると、その世帯の「1 人当たり畳数」が同一でも（例えば 4 人で 12 畳と、5 人で 15 畳の場合では共に「1 人当たり畳数」は 3 畳であるが）、全体の平均値は高く算出され、逆に、平均値より低い世帯の畳数や人員の実数が大きくなると、全体の平均値は低く算出されるので、「1 人当たり畳数」などの推移を、昭和 28 年住宅統計より以前に溯り、検討する場合は注意を要する。

昭和 28 年住宅統計の調査結果は、昭和 29 年 3 月に「昭和 28 年住宅統計調査結果報告」として公表されているが、表章内容と共に、「調査の概要」、「標本抽出及び結果推計方法の概要」、「推計結果の精度」、「用語の解説」についても詳細に記述されており充実している。

集計内容は資料 2-11 のような内容であるが、その内、居住水準（規模関係）については、

第 5 表. 住宅の畳数別、1 人当たり畳数別、住宅数。

「住宅の畳数及び 1 人当り畳数別住宅数」

第 10 表. 住宅の種類別、1 戸当たり室数・1 戸当たり畳数・1 人当たり畳数。

「住戸の種類別 1 戸当り室数、1 戸当り畳数及び 1 人当り畳数」

第 11 表. 住宅の所有関係別、1 戸当たり畳数階級別、住宅数。

「所有の関係及び 1 戸当り畳数別住宅数」

の 3 種類である。

以上、我が国で始めて全国規模で、住宅に関する統計調査が実施された昭和 5 年国勢調査から、昭和 16 年大都市住宅調査、昭和 23 年住宅調査、昭和 25 年国勢調査、昭和 28 年住宅統計調査と、5 つの住宅統計を詳細に検討してきたが、この第 1 期最後の昭和 28 年住宅統計調査においては、調査対象の定義の厳密さ、調査項目の内容、集計表の種類、集計処理方法、調査結果報告書における「調査の概要」等の記述内容など、あらゆる面で充実しており、また、以降の住宅統計においても基本的な事柄は変更されず継承されていることなど考え合わせると、正に、住宅統計の基礎がここに確立したと言えよう。

昭和28年住宅統計調査結果報告・原表一覧

原 表		表 章 単 位
名 称		
1 住宅及び住宅以外の建物別住戸数		全・県・市
2 住戸の種類及び世帯の種類別世帯数		全・県・大市・小市
3 住戸の種類及び世帯の種類別世帯人員		全・県・大市・小市
4 腐朽破損の程度及び住宅の構造別住宅数		全・県・大市・小市
5 住宅の畳数及び1人当りの畳数別住宅数		全・県・市
6 腐朽破損の程度及び畳数別住宅数		全・県・市
7 同居世帯数及び住宅の畳数別住宅数		全・県・市
8 主世帯の世帯人員及び主世帯の畳数別住宅数		全・県・市
9 同居世帯の世帯人員及び住宅の畳数別住宅数		全・県・大市・小市
10 住戸の種類別1戸当り室数、1戸当り畳数及び1人当り畳数		全・県・大市・小市
11 所有の関係及び1人当り畳数別住宅数		全・県・大市・小市
12 所有の関係及び腐朽破損の程度別住宅数		全・県・大市・小市
13 腐朽破損の程度及び建築の時期別住宅数		全・県・市
14 建て方別、台所、給水設備、便所の使用区分別住宅数		全・県・市
15 同居世帯の有無及び住宅の畳数と主世帯人員との比率階級別住宅数		全・県・市
16 所有の関係及び畳数別住宅数		全・県・市
17 主世帯の住宅の所有の関係及び同居世帯数別住宅数		全・県・大市・小市
18 (抽) 主世帯の世帯主の職業、従業上の地位別一般世帯の世帯数、世帯人員及び畳数		全・県
19 (抽) 主世帯の世帯主の職業、従業上の地位及び腐朽破損の程度別住宅数		全・県
20 (抽) 主世帯の世帯主の職業、従業上の地位及び所有の関係別住宅数		全・県
21 (抽) 主世帯の世帯主の従業上の地位、所有の関係及び家賃階級別一般世帯の居住する住宅数		全・県
22 (抽) 同居世帯の世帯主の従業上の地位及び間代階級別一般世帯数		全・県
23 (抽) 家賃階級及び畳数別住宅数(借家)		全・県
24 (抽) 建築の時期及び家賃階級別住宅数(借家)		全・県
25 (抽) 住宅の種類及び家賃階級別住宅数(借家)		全・県
26 (抽) 主世帯の所有の関係及び間代階級別同居世帯数		全・県
27 (抽) 一畳当りの家賃又は間代		全・県

注)表章単位中 全 全国市部 県 都道府県市部、6大都市
 市 市及び6大都市の区 大市 人口15万以上の市及び東京都の区
 小市 人口15万未満の市及び5大都市の区 とする。

(著者注) 抽:1/30抽出、他は1/6抽出。

出典：総理府統計局：昭和28年住宅統計調査結果報告、昭和29.3

2-3. 第2期・「居住水準」の揺籃期：昭和33年～48年住宅統計調査

昭和33年住宅統計調査では、居住水準に関する集計処理において、新たな展開がみられる。

それは、調査票の記入内容と住宅難要因を組合わせて「住宅難世帯」という集計項目を設定し、表章していることである。この住宅難要因とは、

1. 非住宅居住：住宅以外の建物、すなわち寄宿舍・下宿屋、及び非住宅に居住（同居を含む）している世帯。
2. 老朽住宅居住：腐朽破損の程度が、危険または修理不能の住宅、ならびにごう舎・仮小屋に居住している世帯。
3. 狭小過密居住：居室の畳数が9畳未満で、かつ1人当たり（同居世帯の世帯員は含まない）畳数が2.5畳未満の住宅に居住している世帯。
4. 同居世帯：同居以外の住宅難要因をまたない世帯。

の4要因で、これらの住宅難要因を1つでも備えた普通世帯を「住宅難世帯」として設定し、

第24表. 住宅の所有関係別、住宅難要因別、住宅難世帯数。

第24表. 住宅難要因別、収入階級別、世帯主の職業・従業上の地位別、住宅難世帯数。

（資料2-12、13参照）

などの集計が表章されている。

この4要因の内容は、この昭和33年調査に先立つ次の住宅政策が直接影響していると考えられる。すなわち、昭和33年住宅統計調査が実施される約6年前に、公営住宅法に基づき、昭和27年度を初年度とする第1期公営住宅建設三箇年計画の立案における、住宅不足戸数の算定に際し、一定の居住水準を前提にして推計する方法が採られた。その前提とした居住水準が、前記の4つの住宅難要因とまったく同じ内容であり、これらに属する住宅総数を住宅不足戸数としたのである。その住宅不足戸数の合計は、316万戸と推計されている。^{注10)}

また、昭和33年調査では「世帯の月収」が調査項目に追加され、住宅難世帯を経済的側面から把握しようとする意図が読取れる。

当時は、絶対的な住宅不足に対し、公営住宅の建設、住宅金融公庫の融資による住宅の建設・購入の促進など、低所得者層や中所得者層のための住宅対策が行われてきたが、日本経済の復興に伴って大都市に人口が集中し、住宅不足は大都市周辺で著しかった。その新たな住宅対策として大都市とその周辺地域を主な対象地域とし、耐火構造の賃貸住宅及び分譲住宅の建設、ならびに計画的な宅地開発の推進を行う機関である日本住宅公団が昭和30年7月設立されている。その頃、昭和33年住宅統計調査の結果によれば、「住宅難世帯」は前記のように非常に厳しく、限定された居住水準にも関わらず、約227万もの世帯と集計され、普通世帯の12.5%を占めていた。

この他、前回の昭和28年住宅統計調査と比較して、集計に関して変化している主な内容は、1つは、調査単位が従来の「住宅、及び人が居住する住宅以外の各建物」に加えて、それらの「住宅、または住宅以外の建物に居住している世帯」が考慮されたことである。これにより世

帯単位の集計が可能になり、

第 15 表. 居室の畳数別、1 人当たりの畳数階級別、主世帯数・同居世帯数（普通世帯）。
「居室の畳数および 1 人当たり畳数別住宅に住む主世帯数および同居世帯数（普通世帯）」

第 16 表. 世帯人員別、居室の畳数別、主世帯数・同居世帯数（普通世帯）。
「世帯人員および居室の畳数別住宅に住む主世帯数および同居世帯数（普通世帯）」
(資料 2-14 参照)

などの集計が表章されている。

また、「一つの住宅に 1 人で生計をたて居住」している、いわゆる「単身世帯」が、普通世帯のカテゴリーに変更されていることである。すなわち、前回の昭和 28 年調査では、1 人生活者は「準世帯」として処理されていたが、当昭和 33 年調査までの間に実施された、昭和 30 年の国勢調査において同様の変更が行われており、それに符合させたものと考えられる。

次に昭和 38 年住宅統計調査をみると、「居住状況」、及び「居住密度」という集計項目が新設定され、表章されている。

「居住状況」の構成内容は、

1. 住宅以外の建物に居住している世帯。
2. 同居世帯。
3. 危険または修理不能の住宅に居住している世帯。
4. 設備共用住宅に居住している世帯。
5. 設備専用住宅に居住している世帯。

とされ、前回の昭和 33 年調査の「住宅難要因」のうち、「狭小過密」が除かれ、住宅設備の専用・共用による区分が加えられた構成となっている。

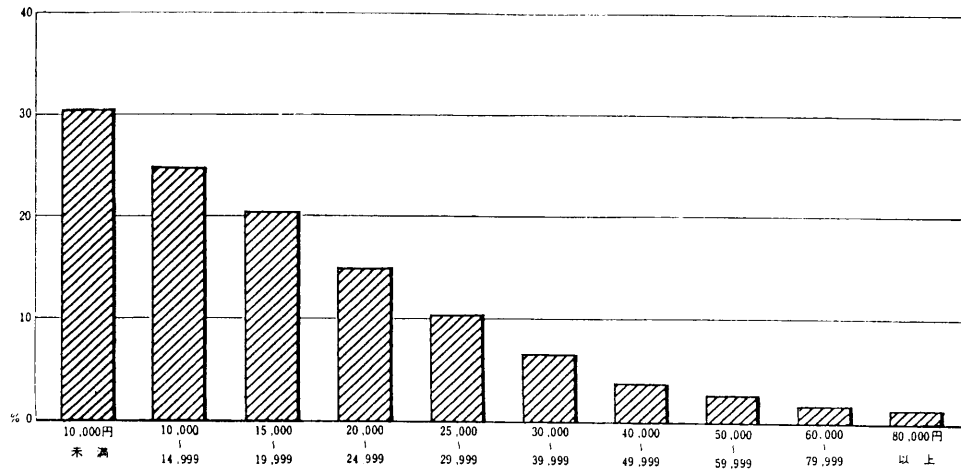
除かれた「狭小過密」要因は、「居住密度」として独立し、その構成内容は世帯人員と畳数の組み合わせにより、資料 2-15 のように居住密度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの 4 つに区分されている。このうち「居住密度Ⅰ」は、「狭小過密」要因の「居室の畳数が 9 畳未満で、かつ 1 人当たり畳数が 2.5 畳未満の住宅に居住している世帯」を踏襲した居住水準となっている。

この他、昭和 38 年調査では、調査項目に「浴槽の有無」が初めて組込まれ、さらに、持ち家の敷地に関する項目が大幅に組込まれたのが特徴といえよう。

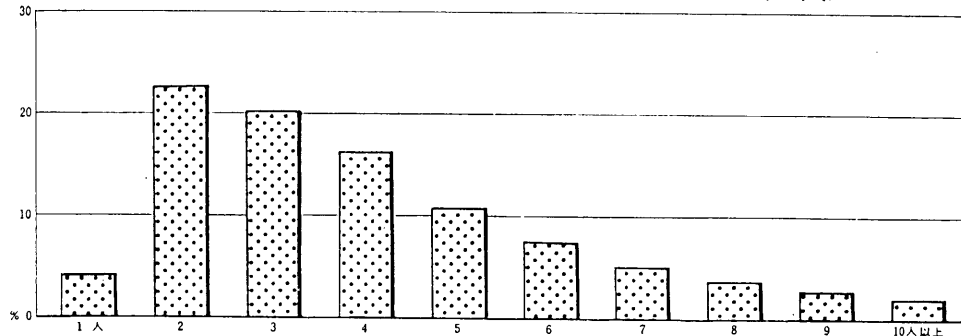
また、調査票が昭和 28 年及び 33 年調査では連記票で、調査員が記入する他計方式であったが、昭和 38 年調査では 1 世帯に 1 調査票で、申告義務者自ら記入する自計方式に変更され、以後現在までその方式が続いている。

次の昭和 43 年住宅統計調査においても、この「居住状況」、及び「居住密度」という集計項目はそのまま引き継がれている。この他、「1 室当たり人員」が居住水準の指標に加えられ、

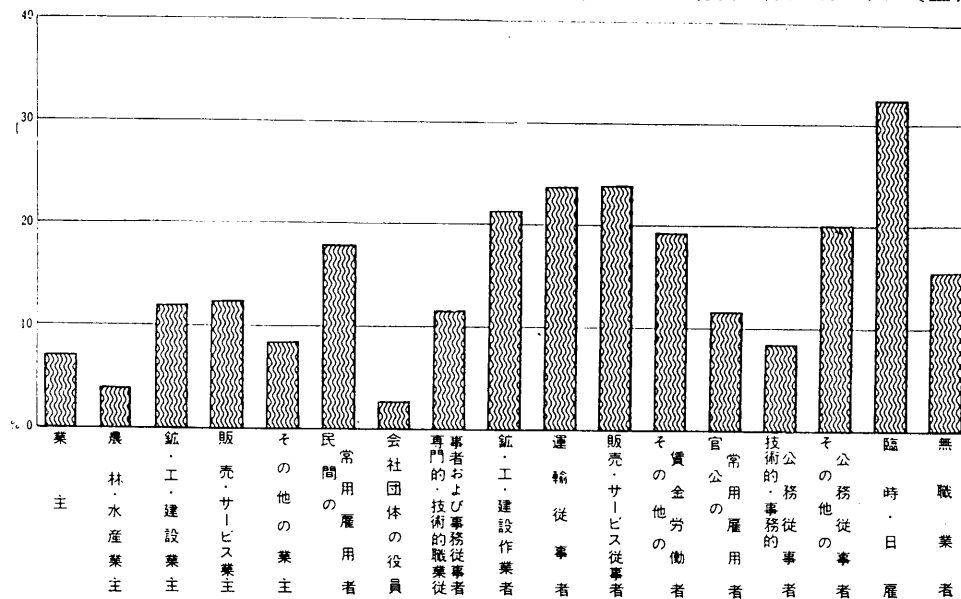
第 5 図 世帯の収入階級別住宅難世帯の割合（普通世帯）（全国）



第 6 図 世帯人員別住宅難世帯の割合（普通世帯）（全国）



第 7 図 世帯主の職業・従業上の地位別住宅難世帯の割合（普通世帯）（全国）



出典：総理府統計局：昭和 33 年住宅統計調査結果報告、昭和 35. 3

第 24 表 所有の関係および住宅難要因別
(普通世帯)——全国
市部・都部・6 大都市

住宅難世帯数(付所有の関係別非住宅難世帯数)

〔1. 普通世帯を除く。〕
〔2. 同居世帯は、主世帯の
住宅の所有の関係別による。〕

Table 24. — NUMBER OF HOUSEHOLDS IN HOUSING SHORTAGE BY TENURE OF DWELLING HOUSES AND BY CAUSES OF HOUSING SHORTAGE, AND NUMBER OF HOUSEHOLDS NOT IN HOUSING SHORTAGE ONLY FOR ALL JAPAN, ALL *Shi*, ALL *Gun* AND 6 MAJOR CITIES

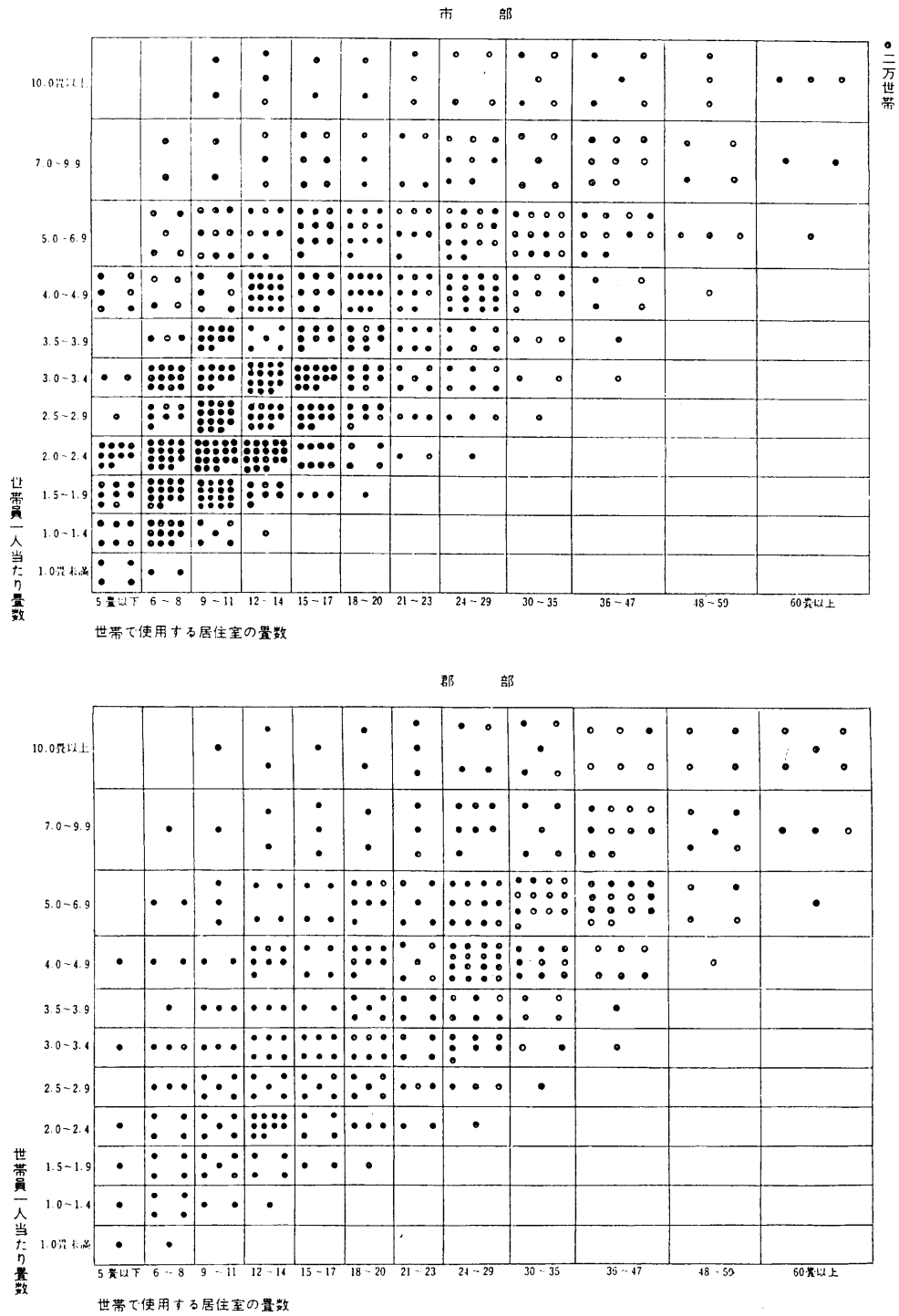
地域および所有の関係 Area and tenure	住宅難世帯 (Households)									
	住居数 Total	非住宅難世帯 Living in structures other than dwelling house	老朽住宅居住 Living in old dwelling house	狭小過密居住 Living densely in small house	同居世帯 Looking in house	老朽・狭小過密 Living densely in old and small house	老朽・同居 Lodging in old house	狭小過密・同居 Lodging densely in small house	老朽・狭小過密・同居 Lodging densely in old and small house	非住宅難世帯 Households not in housing shortage
全 国	2 268 000	100 000	188 000	1 240 000	381 000	77 000	3 000	274 000	4 600	15 905 000
持 家 Owned	1 110 000	135 000	443 000	283 000	46 000	1 800	199 000	2 000	11 795 000
民営借家 Rented(private owned)	897 000	44 000	671 000	85 000	27 000	1 200	66 000	1 300	2 432 000
公営借家 Rented(public owned)	63 000	4 500	51 000	1 700	2 400	20	3 000	30	555 000
給与住宅 Issued	98 000	4 700	75 000	11 000	1 800	30	5 400	30	1 072 000
市 部	1 737 000	65 000	99 000	982 000	301 000	55 000	2 100	230 000	3 600	9 663 000
持 家 Owned	758 000	60 000	289 000	216 000	29 000	1 000	162 000	1 900	6 421 000
民営借家 Rented(private owned)	787 000	32 000	595 000	75 000	22 000	1 000	61 000	1 600	2 074 000
公営借家 Rented(public owned)	50 000	3 400	40 000	1 500	2 100	20	2 700	30	422 000
給与住宅 Issued	76 000	3 500	58 000	9 000	1 600	30	4 200	30	745 000
郡 部	531 000	36 000	89 000	259 000	79 000	23 000	870	44 000	1 000	6 242 000
持 家 Owned	352 000	75 000	154 000	66 000	17 000	740	37 000	740	5 373 000
民営借家 Rented(private owned)	110 000	12 000	77 000	10 000	4 900	130	5 100	270	408 000
公営借家 Rented(public owned)	13 000	1 000	11 000	240	280	—	320	—	133 000
給与住宅 Issued	21 000	1 200	17 000	1 900	220	—	1 200	—	327 000
5 東京都の区に存する区域	374 000	8 000	7 500	261 000	37 000	6 900	140	53 000	410	1 246 000
持 家 Owned	129 000	3 800	54 000	28 000	2 400	70	40 000	150	797 000
民営借家 Rented(private owned)	205 000	3 000	180 000	7 100	3 600	60	11 000	250	310 000
公営借家 Rented(public owned)	9 200	360	7 800	90	490	—	450	—	45 000
給与住宅 Issued	23 000	340	19 000	1 600	430	10	1 100	20	94 000

注) 所有の関係別の各住宅難世帯総数は、非住宅難世帯総数を含んでいないため、その合計は「総数」とは一致しない。

Note : Total numbers of households in housing shortage are not add to the totals due to excluding number of households living in structures other than dwelling houses.

資料2-14.

第4図 居住室の畳数および1人当たり畳数別住宅に住む世帯数(普通世帯)
(全国の市部・郡部別)



出典：総理府統計局：昭和33年住宅統計調査結果報告、昭和35.3

現在まで続いている。住宅の居住室数は、昭和 28 年調査以降継続して調査されているが、この「1 室当たり人員」が集計・表章されたのは、これが始めてである。この時点で「1 室当たり人員」が居住水準の指標に加えられたのは、住宅建設の目標に「一人一室」の規模を掲げている、第二期住宅建設五箇年計画（昭和 46 年～50 年度）の指針となる住宅宅地審議会の答申（昭和 45 年 6 月）に、「住宅の規模は、原則として、家族の各構成員がその個人生活を確保しうる室構成を有するものとする」と明記されており、その立案の基礎資料を得る目的もあったと推察される。

また、調査項目については、持ち家についての増改築や、世帯主の通勤時間、及び住居移動等の項目が新たに組入れている。

これは、全国の「住宅難世帯」は減少傾向にあるものの、経済の高度成長に伴う産業・人口の大都市集中により、大都市を含む 14 都府県の「住宅難世帯」が全国に占める比率は、昭和 38 年の 58.2%から昭和 43 年には 65.5%に上昇するなど、大都市の住宅事情は依然として深刻であり^{注 12)}、これが大都市周辺の宅地需要を激増させ、地価が著しく高騰したこと、また、この影響でより安い地価を求めて遠隔地に住宅建設が行われることになり、遠距離通勤という新たな形の住宅困窮世帯を増加させつつあったことが、背景として考えられる。

なお、この昭和 43 年住宅統計調査の結果によれば、世帯総数の 2,532 万世帯に対し住宅総数は 2,559 万戸と 27 万戸多く、数値の上では戦後初めて、全国レベルで 1 世帯 1 住宅が達成されたことになった。

続いて、昭和 48 年住宅統計調査では、夫婦の組数や居住室の使用状況に関する項目を加えるなど、居住に関する項目の充実が図られている。これは「食寝分離」や「分離就寝」の実態を把握しようとするものである。この時期は、前記のように第二期住宅建設五箇年計画（昭和 46 年～50 年度）の目標に、「一人一室」の規模を有する住宅の建設を掲げている時期であり、また「居住水準」という一定の内容をもつ居住水準の指標が始めて住宅政策に登場する第三期住宅建設五箇年計画に向けての諮問が、住宅宅地審議会に対し出されていた時期（昭和 48 年 2 月）とも重なる。

当時、居住水準の指標として採用されていた「住宅難世帯」（基準改訂で、狭小過密世帯は 9 畳未満に 2～3 人以上、12 畳未満に 4 人以上が居住している世帯となっている。）の世帯数の推移は、昭和 33 年が 478 万世帯で普通世帯の 26.2%、38 年が 431 万世帯で同 20.4%、43 年が 360 万世帯で同 14.6%と減少してきており、48 年では 248 万世帯で同 8.5%と 1 割を下回る状況下であり、新たな居住水準の指標が模索されていたものと考えられる（資料 2-16 参照）。すなわち、「食寝分離」及び「分離就寝」の住まい方による、居住室の使用を想定した「居住水準」の設定に先立ち、これらに関する住まい方の実態を把握することが計られたと考えられるのである。

ところで、「食寝分離」は、「食事はどの居住室ですか？」という質問に対し、1. ふだん就寝に使用していない室（食事室など）、2. ふだん就寝に使用している室、3. その他（含・

資料 2-15.

居住密度 この調査では、世帯人員と畳数の組合せによって居住密度をつぎのように区分した。

居住密度	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
I	2.5畳未満	5.0畳未満	7.5畳未満	9.0畳未満	9.0畳未満	9.0畳未満	9.0畳未満	9.0畳未満	9.0畳未満
II	2.5畳～ 4.4畳	5.0～6.9	7.5～9.4	9.0～11.4	9.0～12.9	9.0～13.9	9.0～14.9	9.0畳～14.9畳 +(1人ごとに1畳)	
III	4.5畳～ 6.4畳	7.0～8.9	9.5～11.9	11.5～14.9	13.0～17.4	14.0～19.9	15.0～22.4	15.0畳～22.4畳 +(1人ごとに2.5畳)	
IV	6.5畳以上	9.0以上	12.0以上	15.0以上	17.5以上	20.0以上	22.5以上	22.5畳以上 +(1人ごとに2.5畳)	

出典：総理府統計局：昭和 38 年住宅統計調査報告、昭和 40. 3

外食) から選択させる方法で直接調査している。これに対し「分離就寝」は、「就寝に使用する居室数」が、「夫婦の組数」と「夫婦以外の 6 歳以上の世帯員数」の合計と、一致又は上回っている場合を「『分離就寝』ができる世帯」とし、集計処理を通して算出しており「食寝分離」と「分離就寝」では判定の方法に違いがみられ、「食寝分離」が生活実態であるのに対し、「分離就寝」は生活実態ではなく「できる世帯」であることは、留意すべき点であろう。

さらに、昭和 48 年調査では、日照時間や道路状況など、住環境に関する項目も合わせて充実させ、また、長屋建と共同住宅それぞれについての容積率別棟数を、一戸建と長屋建合わせてではあるが建蔽率別住宅数などを初めて集計・表章するなど、住宅の量から質の確保に重点を移す時代に対応させたものと言えよう。

以上のように、この昭和 33 年住宅統計調査から昭和 48 年住宅統計調査の時期は、この時期以前の、単純な「1人当たり畳数」の段階と比較すれば、「住宅難世帯」や「居住密度 I、II、III、IV」のように一定の項目を組合わせて居住水準の計測尺度を設定したり、あるいは「食寝分離」、「分離就寝」など居住状況の集計を行うなど充実してきており、いわば次期に形成される一定の内容をもった「居住水準」の揺籃期として位置づけることができよう。

資料 2-16.

表 1-18 住宅難世帯の推移（全国）

	昭和33年	38年	43年	48年	53年
普通世帯数	千世帯 18,172	千世帯 21,111	千世帯 24,687	千世帯 29,103	千世帯 32,434
住宅難世帯数	4,757	4,306	3,596	2,477	1,524
非住宅居住	100	143	176	181	128
同居	663	596	313	192	117
老朽	939	436	278	208	201
狭小過密居住	3,055	3,131	2,829	1,896	1,078
住宅難世帯数の普通世帯数に対する割合	26.2%	20.4%	14.6%	8.5%	4.7%

- 注 1 住宅統計調査（総理府統計局）に基づき建設省が推計したものである。
 2 狭小過密居住とは9畳未満に2～3人，12畳未満に4人以上が居住している世帯をいう。

出典：建設省住宅局住宅政策課：現行の住宅政策と今後の課題、ぎょうせい、昭和 57. 6

2-4. 第3期・「居住水準」の形成・充実期：昭和53年住宅統計調査以降

昭和53年住宅統計調査では、「最低居住水準」、及び「平均居住水準」という集計項目が初めて採用され、それぞれの「居住水準」について水準未満の世帯数、水準以上の世帯数が表章されている。この「居住水準」に合わせて、新たに世帯員全員についての「年齢階級」と「性別」が調査項目に追加されるなど、多数の調査項目を組合わせた指標となっており、集計処理としては特筆すべきことと言えよう。

現行のような「居住水準」という一定の内容をもった用語が、住宅政策レベルに登場するのは、昭和50年8月の住宅地審議会答申においてである。これを受け昭和51年度から始まった第三期住宅建設五箇年計画の「住宅建設の目標」で、「昭和60年を目途に、すべての国民が別紙1（資料1-1参照）の最低居住水準を確保することができるようにすることを目標とし」、「また、昭和60年を目途に平均的な世帯が別紙2（資料1-1参照）の平均居住水準を確保することができるようにすることを目標とし、住宅の質の向上に努める。」と定め、この目標は、昭和56年度からはじまる第四期住宅建設五箇年計画においても継承された。昭和61年度からはじまる第五期住宅建設五箇年計画においては、住宅統計調査結果に基づき、「平均居住水準」は昭和60年までに半数の世帯が確保するという目標は、ほぼ達成されたとして、新たに「一般型誘導居住水準」、「都市居住型誘導居住水準」を設定し、「最低居住水準」については、ほぼそのままの形で引き継ぎ、現行の第七期住宅建設五箇年計画に至っている。

それまでは、前記のように居住水準の指標として「住宅難世帯」が使用されていたが、昭和38年時点では、全国普通世帯の20%以上を占めていたのに対し、15年後の昭和53年時点では4.7%に減少し、もはや居住水準をあらわす指標としては適切とはいえない状況となり、第三期住宅建設五箇年計画においては、「最低居住水準」及び「平均居住水準」が、採用されるに至った。

この一定の内容をもった「居住水準」が、始めて織り込まれた第三期住宅建設五箇年計画が策定されて初めての住宅統計調査が、この昭和53年住宅統計調査であり、五箇年計画設定の「居住水準」に対応させ、居住水準の状況が「最低」、「平均」別に表章されているのである。

この他、昭和53年住宅統計調査においては、公営の借家と公団・公社の借家が区分して集計されるようになり、これ以降の集計においても引き継がれている。日本住宅公団が設置され20年以上が経過し、昭和53年調査の結果によれば、全国レベルで、公団・公社の借家の、公営の借家に対する比率が4割を超え、全国人口集中地区では6割近くを占める戸数に至ったためであろう。また、この昭和53年調査では、住み替えに関する調査項目の充実がみられる

次に昭和58年住宅統計調査では、日照時間や敷地に接する道路の幅員の状況などの住環境に関する集計の充実が図られている。これは第四期住宅建設五箇年計画において、前回の第三期の「居住水準」の中に含まれていた「住宅の環境について」の項目が、「住環境水準」として独立したことに対応する。この他、リフォーム時代に対応させ、増改築に関する項目の充実がみられる。

続いて昭和 63 年住宅統計調査では、単身赴任者等の有無、あるいはバブル景気の影響下、住居の使用形態や居住形態の多様化の実態把握に関する項目が追加されている。集計内容では、第五期住宅建設五箇年計画において、従来の「平均居住水準」に変わり、新たに「誘導居住水準」を設定したことを受け、「都市居住型」、「一般型」別に表章されている。また、畳数別居室数が始めて調査され、居室の規模別室数として集計・表章されている。さらに高齢社会化に対応し、高齢者世帯の状況や高齢者世帯員のいる世帯の状況などの集計を充実させている。

平成 5 年住宅統計調査では、高齢社会化に対する住宅の対応状況を把握するため、浴室の手すり等バリアフリーに関する項目が追加されている。また、「居住水準」の集計に関しても改善がみられる。すなわち、本来「都市居住型誘導居住水準」は共同住宅居住を、「一般型誘導居住水準」は戸建住宅居住を想定して設定されたものであるが、前回の昭和 63 年住宅統計調査ではこの区別が明確ではなかったのに対し、平成 5 年調査では、「都市居住型」を共同住宅に居住する世帯について「誘導居住水準」を判定し、「一般型」を共同住宅以外に居住する世帯について「誘導居住水準」を判定し、その結果を表章するなどの改善がみられる。

以上のように、この時期の住宅統計、すなわち第三期住宅建設五箇年計画に「居住水準」が設定された以降の住宅統計調査は、住宅建設五箇年計画の「居住水準」の変更に対応させながら、形成・充実させてきた時期だと言えよう。

なお、平成 10 年調査は、統計調査の名称を「住宅・土地統計調査」に変更し、現住居以外に所有する住宅・土地に関する項目を大幅に充実させているのが特色である。このほか、調査主体側が入力する「調査区情報」ではあるが、関西における大震災の経験を踏まえ、居住地域の災害に対する安全性、あるいは居住地域において新たなサービス施設として定着してきた施設への利便性に関する項目などを充実させている。

ところで、表 2-4 に昭和 30 年調査以降の国勢調査報告・全国編に表章された住居関係の表数、及び居住水準関係の表数をまとめたが、これによれば住居関係、居住水準関係ともに増加してきており、特に昭和 45 年国勢調査報告以降の増加が著しいことが分る。

また、表 2-3 に国勢調査における居住水準、住戸規模に関する集計内容等を各調査年毎にまとめているが、第 15 回目に当たる平成 2 年国勢調査以降においては、それまで第 7 回の昭和 25 年国勢調査以来継続して調査されていた「畳数」に代わり「住宅の延べ面積」が調査され、その報告書では「1 人当たり延べ面積」が集計表章されている。この「1 人当たり延べ面積」は、未だ住調においても集計表章されておらず、特筆すべきことである。

表 2-4 国勢調査における住居関係、居住水準関係 表章表数

：全国編・昭和 30～平成 7 年。

調査年	住居関係	居住水準関係
昭和 30 年 (1955)	2	0
昭和 35 年 (1960)	1	1
昭和 40 年 (1965)	3 (3)	3 (3)
昭和 45 年 (1970)	1 5 (1 1)	1 0 (6)
昭和 50 年 (1975)	1 6 (1 2)	8 (4)
昭和 55 年 (1980)	2 1 (1 2)	1 4 (5)
昭和 60 年 (1985)	1 8	1 5
平成 2 年 (1990)	2 2	1 4
平成 7 年 (1995)	2 2	1 4

注) 「居住水準関係」は、「住居関係」の内数。

() : 20%抽出集計・内数。

表2-5 住宅統計調査・調査項目一覧（その1）

調 査 項 目		昭 和 23 年	昭 和 28 年	昭 和 33 年	昭 和 38 年	昭 和 43 年	昭 和 48 年	昭 和 53 年	昭 和 58 年	昭 和 63 年	平 成 5 年	平 成 10 年
住 宅	◇住宅の居住世帯の有無	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◇住宅以外の建物の種類	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・建物の用途								●	●	●	●
	◇住宅の建て方		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◇建物の構造		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・建物の階数		○		●	●	●	●	●	●	●	●
	◇住宅の種類	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・木造の住宅の屋根材の種類		○									
	・住宅の屋根材の種類		○		○							
	◇建物の腐朽破損の程度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◇住宅所有の関係	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◇住宅の建築の時期	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◇居住室数		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◇居住室の畳数	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◇住宅の延べ面積		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
・住宅の建築面積				●	●	●	●	●	●	●	●	
・台所の専用・共用の別		○	○									
・炊事用流しの専用・共用の別				○	○	○	○					
・台所の型及び広さ								○	○	○		
・台所の数及び型											●	
・炊事用燃料の種類				○								
・冷暖房・風呂・炊事用の使用燃料の種類									○			
・給水設備の種類及び専用・共用の別		○		○	○	○	○					
・給水設備の専用・共用の別			○									
・給水設備の種類								○				
・便所の専用・共用の別		○	○									
・便所の種類及び専用・共用の別				●	●	●	●	●	●	●	●	
・水洗便所数									●	●	●	
・浴槽の有無				○	○							
・浴室の有無						●	●	●	●	●	●	
・洗面所の有無										●	●	
・収納スペースの床面積									○	○		
・冷暖房設備等									○	○		
・エレベーターの有無(共同住宅)									●	●	●	
・駐車スペース										○		
・庭の有無										○		
・高齢者のための設備等											●	
・高齢者対応型か否かの別(共同住宅)											●	

注) 凡例 ●:平成10年調査まで継続している項目。 ○:その他(黒丸以外)の項目。

調査項目◇印:昭和28年調査の調査項目に在り、現在まで継続している項目。

表2-5 住宅統計調査・調査項目一覧（その2）

調 査 項 目		昭 和 23 年	昭 和 28 年	昭 和 33 年	昭 和 38 年	昭 和 43 年	昭 和 48 年	昭 和 53 年	昭 和 58 年	昭 和 63 年	平 成 5 年	平 成 10 年
世 帯	◇主世帯・同居世帯の別	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◇普通世帯・準世帯の別	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◇世帯人員	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・夫婦の組数						●	●	●	●	●	●
	・世帯の型							●	●	●	●	●
	・世帯の月収			○	○	○						
	・世帯の年収						●	●	●	●	●	●
	◇家賃・間代		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・食事する室で就寝するか否かの別						○	○	○			
	・就寝に使用している室数・畳数						○	○				
	・一人世帯の種類									○	○	
	・単身赴任者・出稼ぎ者の有無									●	●	●
	・共益費・管理費									●	●	●
	・現住居以外に使用している住居の有無									○		
	・現住居以外に使用している住居の目的									○		
	・65歳以上の世帯員の子の住んでいる場所										○	
世帯の家計を主に支える者	・年齢					●	●	●	●	●	●	●
	・性別											●
	◇従業上の地位		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・職業		○	○		○						
	・勤め先の企業規模							○				
	・通勤時間					●	●	●	●	●	●	●
	・入居時期					●	●	●	●	●	●	●
	・転居の理由								○			
	・従前の居住地					○		●	●	●	●	●
	・従前の居住期間								●	●	●	●
	・従前の居住形態					●	●	●	●	●	●	●
	・従前の居室の畳数							●	●	●	●	●
・従前の世帯人員							○	○				
・別世帯の子の居住地											●	
住宅の環境	・日照時間						●	●	●	●	●	●
	・日当たりの良くない原因						○	○				
	・排水状況		○	○			○					
	・敷地に接している道路の幅員						○		●	●	●	●
	・敷地に接している道路の舗装状況						○		○		○	
敷地	・敷地面積				●	●	●	●	●	●	●	●
	・敷地の所有関係	○			●	●	●	●	●	●	●	●
	・敷地取得の時期				●	●	●	●	●	●	●	●
	・敷地取得の相手方				○	○		○		○		●
	・土地建物業者は仲介したか否か				○							
	・敷地の名義人									○		●

注) 凡例 ●:平成10年調査まで継続している項目。 ○:その他(黒丸以外)の項目。

調査項目◇印:昭和28年調査の調査項目に在り、現在まで継続している項目。

表2-5 住宅統計調査・調査項目一覧（その3）

調 査 項 目		昭 和 23 年	昭 和 28 年	昭 和 33 年	昭 和 38 年	昭 和 43 年	昭 和 48 年	昭 和 53 年	昭 和 58 年	昭 和 63 年	平 成 5 年	平 成 10 年
	・居室を増築したか否かの別						○	○				
	・増改築をしたか否かの別					○			●	●	●	●
	・増改築の場所								●	●	●	●
	・増築により増加した畳数、延べ面積					○						
	・増改築により増加した畳数						●	●	●	●	●	●
	・住宅の建て替え・購入・新築等						●	●	●	●	●	●
	・住宅の名義人									○		●
	・高齢者のための設備工事										●	●
現 住 居 以 外 に 所 有 す る 住 宅 ・ 土 地	・住宅の有無									○		●
	・住宅の所在地											●
	・住宅の主な用途									○		●
	・住宅の戸数及び床面積									○		●
	・住宅の建築時期											●
	・住宅の構造											●
	・宅地などの有無									○		●
	・宅地などの所在地											●
	・宅地などの所有形態											●
	・宅地などの面積									○		●
	・宅地などの取得方法											●
	・宅地などの取得時期											●
	・宅地などの利用状況											●
	・宅地などの建物の所有者											●
	・宅地などの主たる使用者											●
・農地・山林の有無											●	
・農地・山林の所在地											●	
・農地・山林の面積											●	
調 査 区 情 報	・都市計画の地域区分							●	●	●	●	●
	・調査区の建ぺい率								●	●	●	●
	・調査区の容積率								●	●	●	●
	・公共下水道								●	●	●	●
	・幅員6m以上の道路までの距離								●	●	●	●
	・最寄りの交通機関までの距離								●	●	●	●
	・最寄りの医療機関までの距離									●	●	●
	・最寄りの公民館・集会所までの距離										●	●
	・最寄りの公園までの距離										●	●
	・最寄りの緊急避難場所までの距離										●	●
	・最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離										●	●
・最寄りの郵便局・銀行までの距離										●	●	
・最寄りのコンビニエンス・ストアまでの距離										●	●	

注) 凡例 ●:平成10年調査まで継続している項目。○:その他(黒丸以外)の項目。

資料:住宅(・土地)統計調査・昭和23年～平成10年

表2-6 住宅統計・住宅政策・住宅事情等年表(その1)

年	住宅統計	住宅政策	住宅事情等
明治19年 1886			・ 造家学会(現日本建築学会)創立
明治30年 1897			5 造家学会、建築学会と改称
明治31年 1898	・ 全国細民状況調査実施		4 貧民研究会設立
明治32年 1899			・ 横山源之助「日本之下層社会」刊行
明治33年 1900			・ 東京府下の建家売買7~8割騰貴、地代も数年間で最高3倍余
明治35年 1902		・ 国勢調査に関する法律公布 (1905年を国勢調査実施年と定め たが、日露戦争により1920年実施と なる)	
明治36年 1903		3 農商務省「職工事情」刊行	・ 「建築雑誌」に住宅改良に関する論文 多く出はじめる
明治37年 1904			2 日露戦争はじまる
明治38年 1905		12 貧民長屋建築取締規則公布	9 日露講和条約調印
明治42年 1909		5 建物保護に関する法律公布	
明治44年 1911	・ 内務省地方局、東京市内の細 民調査実施		
明治45 大正元年 1912			4 毎日新聞社説「都市の住居問題」掲載 ・ この頃、細民住宅問題に関する論文盛 ん
大正3年 1914			6 第一次世界大戦勃発
大正7年 1918			7 建築学会、住宅問題部会設置 8 「建築雑誌」に住宅問題と都市に関す る論文多く掲載 11 第一次世界大戦終了
大正8年 1919		4 都市計画法・市街地建築物法公布	4 建築学会大会演題「都市と住宅に関し て」
大正9年 1920	10 第1回国勢調査実施		
大正10年 1921	10 社会局、六大都市細民集団地 区調査実施	4 借地法・借家法公布 4 住宅組合法公布	・ 全国住宅不足数12万余
大正12年 1923		9 帝都復興院設置	9 関東大震災
大正13年 1924		5 財団法人同潤会設置	
大正14年 1925	10 第2回国勢調査実施	・ 内務省、人口5万人以上の都市で 100世帯以上の不良住宅地が217カ 所・4万棟・72,600世帯と発表	
昭和2年 1927		3 不良住宅地区改良法公布	
昭和3年 1928		・ 東京市社会局、労働者の生活改善 のため簡易宿泊所を建設	・ 東京市内の細民郊外に追われ、府下 に不良住宅地域増加の傾向生ず ・ 建築学会に住居統計調査委員会設置
昭和4年 1929			・ 同潤会アパートの申し込み10~20倍と いう

表2-6 住宅統計・住宅政策・住宅事情等年表(その2)

年	住宅統計	住宅政策	住宅事情等
昭和5年 1930	10 第3回国勢調査で「住居の室数」を初調査		
昭和6年 1931	・ 東京旧市域で不良住宅地区調査実施		9 満州事変勃発
昭和8年 1933	・ 建築着工統計調査開始	3 同潤会「工場労務者の居住事情」刊行	1 「都市問題」に「職工住宅の供給と之に関する基礎調査資料」掲載
昭和11年 1936	・ 大阪市、不良住宅地区調査実施		
昭和12年 1937			7 中日戦争勃発
昭和13年 1938		1 厚生省設置 4 国家総動員法公布	
昭和14年 1939	・ 厚生省社会局「昭和十三年度・本邦大都市における土地家屋賃貸状況調(42市)」刊行	7 同潤会、住宅問題調査委員会設置 12 厚生省社会局に住宅課設置	9 第二次世界大戦勃発 ・ 建築学会、住宅問題委員会設置
昭和15年 1940		6 住宅対策委員会設置	
昭和16年 1941	・ 厚生省生活局、工業都市(1・10)大都市(11・1)の住宅調査実施	3 住宅営団法公布 3 厚生省住宅規格協議会、住宅・敷地設計基準発表 5 同潤会解散、住宅営団に吸収 6 住宅営団住宅の規格発表	12 太平洋戦争開始
昭和17年 1942		・ 住宅営団研究部、住み方調査報告など刊行	12 西山卯三「住宅問題」刊行
昭和18年 1943			・ 住宅不足265万戸
昭和19年 1944			6 西山卯三「国民住宅論攷」刊行
昭和20年 1945		11 戦災復興院設置 11 住宅緊急措置令公布	8 天皇、ポツダム宣言受諾と降伏を放送 12 壕舎・仮小屋42万戸に居住者あり ・ 戦争による住宅不足420万戸と推定
昭和21年 1946		9 地代家賃統制令公布 12 住宅営団閉鎖	
昭和23年 1948	8 総理府統計局、常住人口調査に附帯して全国住宅調査実施		
昭和24年 1949		5 住宅対策審議会令公布 10 建設省社会局、住宅最低基準研究会発足	
昭和25年 1950	10 国勢調査実施(住居状態に関する事項が入る) 12 建設省住宅局、全国36都市住宅調査	5 住宅金融公庫法公布 5 建築基準法公布 12 建築動態統計調査規則公布(建設省令)	6 朝鮮戦争始まる
昭和26年 1951	4 建設省住宅局、庶民住宅実態調査 8 建設省、不良住宅地区調査[東京・大阪・京都・名古屋・神戸]	6 公営住宅法公布	
昭和27年 1952		4 第1期公営住宅建設三箇年計画	
昭和28年 1953	9 総理府統計局、昭和28年住宅統計調査実施		
昭和30年 1955	8 昭和30年住宅事情調査実施	7 日本住宅公団法公布(7・25公団発足)	
昭和33年 1958	10 総理府統計局、昭和33年住宅統計調査実施		

表2-6 住宅統計・住宅政策・住宅事情等年表(その3)

年	住宅統計	住宅政策	住宅事情等
昭和35年 1960	5 建設省住宅局、昭和35年住宅 需要実態調査実施	5 住宅地区改良法公布	
昭和36年 1961		6 ILO第45回総会で「労働者住宅に 関する勧告」を採択（ジュネーブ）	5 米国南ベトナム派兵
昭和38年 1963	10 総理府統計局、昭和38年住宅 統計調査実施		
昭和39年 1964			10 東京オリンピック
昭和41年 1966	9 建設省住宅局、昭和41年住宅 需要実態調査実施	6 住宅建設計画法公布 7 閣議、第1期住宅建設五箇年計画 決定	
昭和42年 1967		12 住宅対策審議会基本問題部会（本 城提案）「適正な居住水準につい ての中間報告」	
昭和43年 1968	10 総理府統計局、昭和43年住宅 統計調査実施		
昭和44年 1969	8 建設省住宅局、昭和44年住宅 需要実態調査実施		
昭和45年 1970			3 大阪万国博
昭和46年 1971		4 第2期住宅建設五箇年計画	
昭和48年 1973	10 総理府統計局、昭和48年住宅 統計調査実施 12 建設省住宅局、昭和48年住宅 需要実態調査実施		10 第一次オイルショック
昭和50年 1975			・ ベトナム戦争終了
昭和51年 1976		4 第3期住宅建設五箇年計画 「居住水準」設定	
昭和53年 1978	10 総理府統計局、昭和53年住宅 統計調査実施 12 建設省住宅局、昭和53年住宅 需要実態調査実施		
昭和54年 1979			1 第二次オイルショック
昭和56年 1981		4 第4期住宅建設五箇年計画 「住環境水準」を別途設定	
昭和58年 1983	10 総務庁統計局、昭和58年住宅 統計調査実施 12 建設省住宅局、昭和58年住宅 需要実態調査実施		
昭和61年 1986		4 第5期住宅建設五箇年計画 「良質な住宅ストックの形成を図る」	
昭和63年 1989	10 総務庁統計局、昭和63年住宅 統計調査実施 12 建設省住宅局、昭和63年住宅 需要実態調査実施		
平成3年 1991		4 第6期住宅建設五箇年計画「大都 市地域の住宅問題の解決、高齢化 社会への対応等を図り、国民が豊 かさを実感できる住生活を実現」	
平成5年 1993	10 総務庁統計局、平成5年住宅統 計調査実施 12 建設省住宅局、平成5年住宅需 要実態調査実施		
平成8年 1996		4 第7期住宅建設五箇年計画 「国民の住生活の質の向上を目指」	
平成10年 1998	10 総務庁統計局、平成10年住宅・ 土地統計調査実施 12 建設省住宅局、平成10年住宅 需要実態調査実施		

注) 主な参考資料 1. 三宅 醇・ほか: 社会のなかの住宅、彰国社、昭和63. 10 *各セルの頭の数字は月を表示。

2. 城谷 豊・ほか: 住宅問題関係年表・資料、新訂 建築学体系2・都市論・住宅問題・IVの2、彰国社、昭和51. 4

3. 菊岡俱也: 都市・建築の統計調査、新建築学体系15、都市・建築政策、彰国社、昭和59. 2

4. 小泉重信: 住宅政策論、新建築学体系14、ハウジング、彰国社、昭和60. 10

5. 本間義人: 現代都市住宅政策、三省堂、昭和58. 7 6. 大本圭野: 証言・日本の住宅政策、日本評論社、平成3. 6

7. 住宅問題研究会(財)日本住宅総合センター: 住宅問題事典、東洋経済新報社、平成5. 9

8. 日本住宅会議: 住宅白書 1986年版、ドメス出版、昭和60. 11

2-5. ま と め

住宅統計に関する調査報告書及び解説書、並びに住宅政策あるいは住居基準等に関する文献・年表等を基礎資料とし、住宅統計と住宅政策の相互関係を概観し、第3章以降で検討対象とする「居住水準」指標の住宅統計における位置付けを行った。

住宅統計における居住水準に関わる事項に注目し、調査項目、集計処理方法等の変遷を検討したが、以下の様に大きく3つに時期区分が可能であることが明らかとなった。従って、この時期区分に従い、主な検討結果を要約するとおおよ次のようになる。

第1期・住宅統計の始まり及び確立期

我が国で初めての住宅に関する全国規模の統計調査は、昭和5年(1930年)に実施された第3回国勢調査においてである。「住居の室数」が調査され、その調査報告書では、「世帯人員別の室数」や「1室あたり人員」が、居住水準の指標として集計・表章されている。

第1次世界大戦に起因する好景気等を背景とし、大都市への労働人口の急激な流入が住宅問題、都市問題を激化させるなかで、昭和2年(1927年)に「不良住宅地区改良法」が制定されるなど、住宅問題が政策上の課題となり、全国の居住状況の把握が必要になったことが、この調査の背景にあったと考えられる。

その後、全国を網羅した調査ではないが、厚生省生活局において、昭和16年(1941年)1月に人口10万以下の14工業都市を、同年11月に人口20万以上、及び15万以上の数都市の合計24都市において、住宅のほか、アパートや下宿屋を含む住居用建物の全数を対象に、住宅調査が行われている。これも、戦時経済体制が軍需工場の拡充拡大となって現れ、インフレーション進行の影響と工業人口集中にともなう住宅の供給不足に対し、都市部における住宅政策立案の基礎資料を得ることを目的とし、特に居住密度を明らかにすべく実施された調査である。

調査項目は居室数のほか、居室の畳数、延坪、所有種類(所有関係)空家か否か、などで、「1人あたり畳数」を指標とした居住水準など、8種類の内容が、24都市全体、6大都市全体、18都市全体、各都市について集計・表章されている。

これ以降は、大戦中の厳しい状況下で、大規模な住宅調査は実施されず、昭和5年(1930年)第3回国勢調査以降の全国規模の住宅統計調査は、太平洋戦争終結後3年経った昭和23年(1948年)の全国「住宅調査」まで行われていない。

この住宅調査は、当時生活必需品配給の基礎人口の資料をえるために行われた「常住人口調査」に附帯して実施された調査ではあるが、我が国で始めて、単独で住宅調査を目的として行われたものであり、しかも悉皆調査で実施されている。

調査項目は居室の畳数、住宅の所有関係、建築中・空家・船舶の別、等の7項目で、

住宅の種類別、及び所有の関係別等につき、住宅数、世帯数、「1住宅あたり畳数」のほか、「1人あたり畳数」を指標とした居住水準など、5種類の内容が、全国、都道府県、及び全市・区について集計・表章されている。以後、悉皆調査から標本調査に、また調査名を「住宅調査」から「住宅統計調査」に変更して、5年毎に実施されて現在に至っている。

昭和23年住宅調査の2年後の昭和25年に、終戦後最初の本格的な国勢調査が行われている。

この調査事項における注目すべき特色は、「国民の教育程度」、「出産力」、及び「居住状態」に関する3事項が国勢調査として始めて本格的に採りあげられたことである。

「居住状態」に関する調査項目は、住居の種類、住宅の所有関係、居住室の畳数の3項目で、集計の内容は、住宅の種類別、所有関係別、「1人当たり畳数」など4種類である。

これらの調査は、深刻な住宅不足の状況下、厳しい居住事情を明らかにするものであった。

これに続く昭和28年住宅統計調査は、全国市部全域を対象に、およそ1/6の標本調査で行われている。この調査は、当初、前回の昭和23年調査と同様に、全国についての悉皆調査として計画されていたが、予算の都合、及び住宅不足が郡部より市部に甚だしく、住宅問題が特に都市において深刻であったことから、調査を都市のみに集中し実施された。当時は、昭和25年に住宅金融公庫法が、昭和26年には公営住宅法が公布されるなど、住宅不足に対する政策が本格化するなか、この昭和28年住宅統計調査においても、調査項目は、構造、腐朽破損の程度、居住室数、延べ床面積、及び台所・便所の専用・共用の別のほか、借家に対し家賃・間代の項目が追加されるなど、充実したものとなっており、加えて「住宅」の定義が厳密化している。これらの住宅に関する調査項目や「住宅」の定義は、以降の住宅統計調査においても、現在に至るまで基本的にはほとんど変わっていない。

この他、昭和28年住宅統計においては「1人当たり畳数」の算出方法（集計処理方法）が改善されている。それは、一調査対象ごとに一行を対応させる連記式の調査票において、各行に「1人当たり畳数」が記入できるように設計されていることである。すなわち、調査員が、答申義務者から回答を得た世帯人員と居住室の畳数から、各調査対象ごとに「1人当たり畳数」を算出し記入する方式（「個別方式」）を採り、その集計対象地域の平均値を、例えば全国市部、あるいは都道府県市部などの「1人当たり畳数」として、調査報告書に表章したと考えられる。また、「1人当たり畳数」階級別住宅数が集計・表章されていることから、このことは間違いのないであろう。

この集計処理方法は、前回の昭和23年住宅調査結果報告や、昭和5年及び昭和25年国勢調査報告の、集計対象地域の総畳数を総世帯人員で除して、すなわち集計対象地域を一つの集団として平均値を算出する集計処理方法（「総数方式」）とは大きく異なるものである。この「総数方式」より、昭和28年住宅調査結果報告での「個別方式」の平均値の方が、実態の状況により即したものであり、大きな改善といえよう。

以上、我が国で始めて、全国規模で住宅に関する統計調査が実施された昭和5年国勢調査から、昭和16年大都市住宅調査、昭和23年住宅調査、昭和25年国勢調査、昭和28年住宅統計調査と、5つの住宅統計を詳細に検討してきたが、この第1期最後の昭和28年住宅統計調査においては、調査対象の定義の厳密さ、調査項目の内容、集計表の種類、集計処理方法、調査結果報告書における「調査の概要」等の記述内容など、あらゆる面で充実しており、また、以降の住宅統計においても基本的な事柄は変更されず継承されていることなど考え合わせると、正に、住宅統計の基礎がここに確立したと言えよう。しかし、後述するようにこれを居住水準の計測という観点からみると、この第1期は「1人当たりの畳数」すなわち居住密度を単に計測

する段階に留まり、次期のように一定の基準を設定し、計測した居住密度をその基準に基づき判定するという方法で居住水準を計測するというものではなかった。

第2期・「居住水準」の揺籃期

この昭和33年住宅統計調査から昭和48年住宅統計調査の時期は、この時期以前の、単純な「1人当たり畳数」の段階と比較すれば、「住宅難世帯」や「居住密度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」のように一定の項目を組合わせて居住水準の計測尺度を設定するなど、居住水準に関する集計処理において、新たな展開がみられる。この「住宅難世帯」という居住水準指標は、昭和27年度を初年度とする第1期公営住宅建設三箇年計画の立案における、住宅不足戸数の算定に際し、一定の居住水準を前提にして推計する方法が採られるが、その前提とした居住水準の住宅難要因をそのまま継承したものである。

また、この第2期の後期においては、当時、居住水準の指標として採用されていた「住宅難世帯」の世帯数が、昭和33年が478万世帯で普通世帯の26.2%、38年が431万世帯で同20.4%、43年が360万世帯で同14.6%と減少してきており、48年では248万世帯で同8.5%と1割を下回る状況下にあった。従って、住宅政策において新たな居住水準の指標が模索されていた時期であり、「食寝分離」及び「分離就寝」の住まい方による、居住室の使用を想定した「居住水準」の設定に先立ち、これらに関する住まい方の実態を把握することが意図された住宅統計となっている。すなわち次期の「居住水準」形成につながる「居住水準」の揺籃期と言えよう。

第3期・「居住水準」の形成・充実期

現行のような「居住水準」という一定の内容をもった用語が、住宅政策レベルに始めて登場するのは、昭和50年8月の住宅宅地審議会答申においてであり、これを受け昭和51年度から始まった第三期住宅建設五箇年計画に、この「居住水準」が織り込まれた。その後、この五箇年計画が策定されて初めての住宅統計調査が、この第3期最初の昭和53年住宅統計調査である。この調査報告書には、第三期住宅建設五箇年計画設定の「居住水準」に対応させ、「最低居住水準」、及び「平均居住水準」という集計項目が初めて採用され、それぞれの「居住水準」について水準未達の世帯数、水準以上の世帯数が表章されている。

次の昭和58年住宅統計調査では、第四期住宅建設五箇年計画において、第三期の「居住水準」の中に含まれていた「住宅の環境について」の項目が、「住環境水準」として独立したことに照応し、日照時間や、敷地に接する道路の幅員の状況などの住環境に関する集計の充実が図られている。

続いて昭和63年住宅統計調査では、集計内容では、従来の「平均居住水準」に変わり、新たに「誘導居住水準」という集計項目を設け、「都市居住型」、「一般型」別に表章されている。これは、昭和61年度から始まる第五期住宅建設五箇年計画において、昭和58年住宅統計調査の結果に基づき、「平均居住水準」は昭和60年までに半数の世帯が確保するという目標は、ほぼ達成されたとして、「平均居住水準」に変わり新たに「一般型誘導居住水準」、「都市居住型

誘導居住水準」を設定したのに照応させたものである。

以上のように、この時期の住宅統計、すなわち第三期住宅建設五箇年計画に「居住水準」が初めて設定された以降の住宅統計調査は、住宅建設五箇年計画の「居住水準」の形成、変更に対応させながら、「居住水準」指標を形成・充実させてきた時期だと言えよう。

なお、最も新しい平成 10 年調査は、統計調査の名称を「住宅・土地統計調査」に変更し、現住居以外に所有する住宅・土地に関する項目を大幅に充実させているのが特色である。

この様に、国が実施する住宅統計は、昭和 5 年に開始された当初から、住宅政策の検討・立案の基礎資料を得るといふ、明確な目的を持った調査である。そして、住宅統計の初期の主要な調査項目は、住宅の室数、畳数など規模に関するものであり、また、調査結果の主な集計は「1 世帯当たりの室数」、「1 住宅当たりの畳数」など住戸規模に関する集計のほか、「1 室当たりの人員」、「1 人当たりの畳数」など、居住水準の一つの形態である居住密度について行われていたことが明らかとなった。

そして、第 1 期・住宅統計の始まり及び確立期、第 2 期・「居住水準」の揺籃期、第 3 期・「居住水準」の形成・充実期の全過程を通して、住宅統計の調査項目、及び集計内容は、住宅政策の課題に大きく影響を受けながら変化・拡充していることが分った。すなわち、住宅不足対策が大きな課題であった時期には、住居の種類や居住密度に関する内容に限られていた調査項目は、住宅不足が一応解消される状況下になると、住居移動や増改築、そして住環境、さらには高齢者対応の設備状況等の調査項目が順次加えられ拡充されてきているが、その一方で物資の供給が安定するにつれ屋根材の種類や炊事用燃料の種類などは削除されている。また、集計内容においても、所謂マンションが、都市部において主要な住宅型になってその状況把握が必要になり、そのため「持ち家の共同住宅」というカテゴリーを設け、各種の集計をおこなうなどの拡充がみられるのである。

さらに、その中で、住宅建設五箇年計画で設定された一定の内容を持つ「居住水準」が、現在に至る重要な居住水準の計測尺度であることも分った。すなわち、公営住宅建設三箇年計画あるいは住宅建設五箇年計画における建設計画戸数算出の基礎として居住水準指標は用いられ、その指標が住宅統計における居住水準に関する集計処理に影響を与え、その計量結果が、また国の住宅建設計画に使用されているという相互関係にあることが、公表されている住宅統計の集計結果等の検討を通して明らかとなった。

ところで、第 1 期最後の昭和 28 年住宅統計調査をもって、調査対象の定義の厳密さ、調査項目の内容、集計表の種類、集計処理方法、調査結果報告書における「調査の概要」等の記述内容など、あらゆる面で充実しており、以降の住宅統計においても基本的な事柄は変更されず継承されていることから、住宅統計の基礎がここに確立したと述べたが、これを居住水準の計測という観点からみると、この第 1 期は「1 人当たりの畳数」すなわち居住密度を単に計測する段階に留まっている。これに対し第 2 期・「居住水準」の揺籃期においては、「狭小過密」あ

るいは「居住密度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」という一定の基準を設定し、計測した居住密度をその基準に基づき判定し居住水準を計測するという進展がみられる。しかし、この段階は居住世帯の世帯人員に基づき必要とする畳数を基準とする段階であり、次の第3期における基準の内容に比べ未だ粗く厳密性を欠いている。第3期の「居住水準」の形成・充実期においては、一定の内容をもつ「居住水準」という基準が採用されている。この「居住水準」という基準は、居住世帯の世帯人員ではなく世帯構成、すなわち年齢、性別、続柄を考慮して必要とする畳数を設定し、その基準に基づき居住水準を計測するという方法がとられている。居住水準の計測がより厳密化しているといえよう。しかし、この段階においても第3章、第4章で詳述しているように、住宅建設五箇年計画設定の「居住水準」の基準と比較すれば、各居住室の広さや住戸専有面積の基準などが欠如しているのである（表2-7参照）。

従って、第3章においては住宅建設五箇年計画設定の「居住水準」の基準に沿い、各居住室の広さや室数の条件を判定基準に加えて居住水準を計測した場合と、第3期の「居住水準」の形成・充実期における住宅統計調査の判定基準で居住水準を計測した場合では、その計測結果にどの程度の差が現れるのかを、実在する住宅集団を対象に検討した。また、第4章では分譲集合住宅を対象に、住宅建設五箇年計画設定の「居住水準」で住戸型別に設定されている居住室面積と住戸専有面積を判定基準とし、その充足状況を検討している。

表2-7 居住水準の計測の観点からみた住宅統計における各時期の特徴

時期区分等	時期	居住水準の計測からみた特徴	居住水準計測基準の有無・名称	居住水準の計測基準の要素
第1期 住宅統計の 始まり及び確立期	昭和28年 住宅統計調査 以前 (1930~1953)	居住密度の 計測の段階	基準なし	—
第2期 「居住水準」の 揺籃期	昭和33~48年 住宅統計調査 (1958~1973)	一定の基準を設定 し、居住水準を計 測する段階	基準あり 「狭小過密」 「居住密度Ⅰ~Ⅳ」	・世帯人員 ・畳数
第3期 「居住水準」の 形成・充実期	昭和53年 住宅統計調査 以降 (1978~)	基準を厳密化し、 居住水準を計測す る段階	基準あり 「最低居住水準」 「平均居住水準」 「誘導居住水準」	・世帯構成 (年齢・性別・続柄) ・畳数
参考 第3期住宅建設 五箇年計画 第5期住宅建設 五箇年計画	昭和51年4月 (1976.4) 昭和61年4月 (1986.4)	基準の拡充化	基準あり 「最低居住水準」 「平均居住水準」 「誘導居住水準」	・世帯構成 (年齢・性別・続柄) ・畳数・居住室数 ・各居住室の広さ ・住戸専有面積

注

- 1) 文 1) p. 998 に記述。
- 2) 文 2) p. 353 に記述。
- 3) 文 2) p. 394 に記述。
- 4) 文 3) p. 159、及び文 4) p. 385 に記述。
- 5) 文 4) pp. 378-379 に記述。
- 6) 文 5) p. 2 に記述。
- 7) 文 1) p. 999 に記述。
- 8) 文 6) p. 6 に記述。
- 9) 文 7) p. 4 に記述。
- 10) 文 4) p. 471 に記述。
- 11) 文 8) p. 22。
- 12) 文 9) p. 20 に記述。

主な参考文献・資料

- 1) 三浦由己・ほか：国勢調査集大成 人口統計総覧、東洋経済新報社、昭和 60. 1
- 2) 城谷 豊・ほか：住宅問題関係年表・資料、新訂 建築学体系 2・都市論・住宅問題・Ⅳの 2、彰国社、昭和 51. 4
- 3) 小泉重信：住宅政策論、新建築学体系 14、ハウジング、彰国社、昭和 60. 10
- 4) 本間義人：現代都市住宅政策、三省堂、昭和 58. 7
- 5) 厚生省生活局：昭和 16 年大都市住宅調査統計表、昭和 17. 1
- 6) 総理府統計局：昭和 25 年国勢調査・第 8 巻最終報告書、昭和 30. 3
- 7) 総理府統計局：昭和 28 年住宅統計調査結果報告、昭和 29. 3
- 8) 建設省住宅局住宅政策課：住宅宅地審議会答申集、日本住宅協会、昭和 56. 6
- 9) 早川和男・他：住宅統計の評価と再編成に関する基礎的研究、平成 2. 3
- 10) 内閣統計局：昭和 5 年国勢調査報告・第 1 巻、昭和 10. 9
- 11) 総理府統計局：昭和 23 年住宅調査結果報告、昭和 25. 12
- 12) 総理府統計局：昭和 33 年住宅統計調査結果報告、昭和 35. 3
- 13) 総理府（総務庁）統計局：昭和 38 年～平成 5 年住宅統計調査報告。
- 14) 総務庁統計局：平成 10 年住宅・土地統計調査 速報集計結果、平成 11 年. 8
- 15) 総理府（総務庁）統計局：昭和 30 年～平成 7 年国勢調査報告。
- 16) 建設省住宅局住宅政策課：現行の住宅政策と今後の課題、ぎょうせい、昭和 57. 6
- 17) 建設省住宅局住宅政策課：住宅政策の新展開、ぎょうせい、平成 4. 8
- 18) 菊岡俱也：都市・建築の統計調査、新建築学体系 15、都市・建築政策、彰国社、昭和 59. 2
- 19) 日本建築学会：近代日本建築学発達史、丸善、昭和 47. 10

- 20) 大本圭野：証言・日本の住宅政策、日本評論社、平成 3. 6
- 21) 住田昌二：住宅供給計画論、剡草書房、昭和 57. 7
- 22) 住宅問題研究会（財）日本住宅総合センター：住宅問題事典、東洋経済新報社、平成 5. 9
- 23) 日本住宅会議：住宅白書 1986 年版、ドメス出版、昭和 60. 11
- 24) 三宅 醇・ほか：社会のなかの住宅、彰国社、昭和 63. 10
- 25) 総理府統計局：我が国の世帯構成とその変動、日本統計協会、昭和 59. 5
- 26) 住宅問題研究会：住宅問題 日本の現状と分析、相模書房、昭和 26. 11